

文教民生委員会 会議記録

- 1 期 日 令和 8 年 4 月 13 日 (月)
午前 9 時 28 分 開会
午前 11 時 58 分 閉会
- 2 場 所 第 2 委員会室
- 3 出 席 委 員 委 員 長 石 田 清
副委員長 小森 弘詞
委 員 岡本 昭治、北原 大策、
谷出 裕子、中尾 浩二、
義本 みどり
- 4 欠 席 委 員 なし
- 5 説 明 員 (別紙のとおり)
- 6 傍 聴 議 員 なし
- 7 事 務 局 職 員 主 幹 中川 光典
- 8 会議に付した事件 (別紙のとおり)

文教民生委員長 石田 清

文教民生委員会次第

日時 2026 年 4 月 13 日（月） 9:30～
場所 第 2 委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 自己紹介

正副委員長 → 委 員 → 当 局（名簿順） → 事務局

4 協議事項

(1) 委員会所管事項の事務概要について

前半の部 【市民部】 窓口サービス課 国保・年金課

【健康福祉部】 社会福祉課 高齢者支援課 介護保険課
福祉監査課 健康増進課

【各振興局】 市民福祉課

後半の部 【こども未来部】 こども未来課 こども支援課

【産業経済部】 文化・スポーツ振興課 文化会館整備室

【教育委員会】 教育総務課 教育施設課 学校教育課 幼児育成課

(2) 委員会重点調査事項について

(3) その他

ア 管外行政視察研修について

視察日程 2026 年 5 月 12 日（火）～14 日（木）

5 報告事項

(1) 豊岡市文化財保存活用計画の策定について（文化・スポーツ振興課）

6 そ の 他

7 閉 会

文教民生委員会名簿

2026. 4. 13

【委 員】

職 名	氏 名
委 員 長	石 田 清
副 委 員 長	小 森 弘 詞
委 員	岡 本 昭 治
委 員	北 原 大 策
委 員	谷 出 裕 子
委 員	中 尾 浩 二
委 員	義 本 みどり

7 名

【当 局】

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市民部 市民部長	畑中 聖史	こども未来部 こども未来部長	若森 洋崇
窓口サービス課長	谷垣 卓宏	こども未来課長	旭 和則
国保・年金課長	坪内 淳子	こども未来課参事	丸谷 祐二
健康福祉部 健康福祉部長	小野 弘順	部次長兼 こども支援課長	吉本 努
社会福祉課長	梶原 博和	こども支援課参事	高橋 正人
社会福祉課参事	神谷 謙二	こども支援課参事	道下 順子
高齢者支援課長	木内 純子	産業経済部 産業経済部長	坂本 成彦
部次長兼 介護保険課長	長谷川幹人	文化・スポーツ振興課長	吉田 政明
介護保険課参事	玉島 正雄	文化・スポーツ振興課参事	小川 一昭
福祉監査課長	橋本 明宏	文化・スポーツ振興課参事	吉岡 和彦
健康増進課長	宮野 千晶	文化・スポーツ振興課参事	山田 和彦
健康増進課参事	澤口久美子	文化会館整備室長	中村 史

職 名	氏 名	職 名	氏 名
城崎振興局 市民福祉課長	木村 弥江	教育委員会 教育次長	永井 義久
竹野振興局 市民福祉課長	大谷 賢司	教育総務課長	川崎 智朗
日高振興局 市民福祉課長	恵後原博美	教育総務課参事	本庄 昇
出石振興局 市民福祉課長	中奥 実	教育施設課長	谷口 祥規
但東振興局 市民福祉課長	松井 郁子	教育施設課参事	加藤 哲夫
		学校教育課長	川島 秀博
		学校教育課参事	吉谷 孝憲
		学校教育課参事	服部 隆
		次長補佐兼 幼児育成課長	向原 芳江
		幼児育成課参事	三輪 純子

【事 務 局】

39 名

職 名	氏 名
議会事務局主幹	中川 光典

	前半の部
	後半の部

合計 47 名

文教民生委員会重点調査事項

2026 年 4 月 1 日現在

- 1 福祉等の充実について
- 2 医療の確保について
- 3 教育をめぐる諸問題について
- 4 子ども・子育て支援について
- 5 文化・スポーツ振興について
- 6 文化財の保護と伝統文化の継承について
- 7 生涯学習について

午前9時28分開会

○委員長（石田 清） それでは、皆さんおそろい
ですので、ただいまから文教民生委員会を開会いた
します。

まず、皆さん、おはようございます。

4月になって新年度になりまして、初めての委員
会です。それぞれの自己紹介等も含めまして、事務
の概要、私たちも勉強させていただきまして、今後
の審議をスムーズに進めていきたいと思っております
ので、よろしくお願いいたします。

当局から、出石振興局市民福祉課の中奥課長の欠
席について申出があり、許可いたしておりますので、
ご了承願います。

本日の当局出席職員についてですが、前半の部、
市民部、健康福祉部、各振興局。後半の部、こども
未来部、産業経済部、教育委員会の2つのグループ
に分けて出席いただくよう要請しておりますので、
ご了承願います。

それでは、次第3の自己紹介に入ります。

今回は、年度当初の委員会であり、4月の人事異
動で当局職員に異動がありましたので、ここで出席
者の皆さんに自己紹介をお願いしたいと思います。

まず、正副委員長、各委員、それから当局職員、
最後に事務局という順でお願いいたします。

なお、当局職員はマイクを使用し、お手元の名簿
順でお願いいたします。

まず、委員からですが、改めまして、私は委員長
の石田清です。よろしくお願いいたします。

○副委員長（小森 弘詞） おはようございます。副
委員長の小森です。昨日から声が出なくなりまして、
今日は静かに過ごしたいと思っております。よろしくお願
いいたします。

○委員（岡本 昭治） 委員長、いいですか、こっ
ちで。

○委員長（石田 清） はい、委員から。名簿順で。

○委員（岡本 昭治） 委員の岡本昭治です。よろ
しくお願いいたします。

○委員（中尾 浩二） おはようございます。委員の
中尾浩二です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員（義本みどり） 委員の義本です。よろしくお
願いいたします。

○委員（北原 大策） おはようございます。委員の
北原です。よろしくお願いいたします。

○委員（谷出 裕子） おはようございます。委員の
谷出裕子です。よろしくお願いいたします。

○委員長（石田 清） 次に、市民部から順にお願
いいたします。

○市民部長（畑中 聖史） 市民部長の畑中です。ど
うぞよろしくお願いいたします。

○窓口サービス課長（谷垣 卓宏） 窓口サービス課
の谷垣です。よろしくお願いいたします。

○国保・年金課長（坪内 淳子） 国保・年金課の坪
内です。よろしくお願いいたします。

○健康福祉部長（小野 弘順） おはようございます。
4月の人事異動によりまして、こども未来部長改め
健康福祉部長になりました小野といいます。よろし
くお願いいたします。

○社会福祉課長（梶原 博和） おはようございます。
社会福祉課の梶原です。よろしくお願いいたします。

○社会福祉課参事（神谷 謙二） おはようございま
す。同じく社会福祉課の神谷です。よろしくお願いいたします。

○高齢者支援課長（木内 純子） おはようございま
す。高齢者支援課、木内です。よろしくお願いいたします。

○介護保険課長（長谷川幹人） 介護保険課長の長谷
川です。よろしくお願いいたします。

○介護保険課参事（玉島 正雄） おはようございま
す。同じく介護保険課の玉島です。どうぞよろしく
お願いします。

○福祉監査課長（橋本 明宏） 失礼します。福祉監
査課長の橋本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康増進課長（宮野 千晶） おはようございます。
健康増進課長の宮野です。よろしくお願いいたします。

○健康増進課参事（澤口久美子） 同じく健康増進課
の澤口です。よろしくお願いいたします。

○城崎振興局市民福祉課長（木村 弥江） おはよう

ございます。城崎振興局市民福祉課長の木村です。
よろしくお願いいたします。

○竹野振興局市民福祉課長（大谷 賢司） 竹野振興局市民福祉課長の太谷でございます。よろしくお願いいたします。

○日高振興局市民福祉課長（恵後原博美） おはようございます。日高振興局市民福祉課の恵後原博美です。よろしくお願いいたします。

○但東振興局市民福祉課長（松井 郁子） 但東振興局市民福祉課の松井です。よろしくお願いいたします。

○事務局主幹（中川 光典） 事務局の中川です。よろしくお願いいたします。

○委員長（石田 清） ありがとうございます。
なお、後半の部でも委員の皆さんには自己紹介をさせていただきますので、ご了承願います。
それでは、次第4の協議事項に入ります。

（1）の委員会所管事項の事務概要についてです。
まず、当局から市民部の説明を受けた後、質疑を行い、その後、健康福祉部から説明を受け、質疑を行いたいと思います。

本日は、あくまでも事務概要の説明であり、また、時間が限られておりますので、当局説明及び委員からの質問は、要点を押さえて簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、委員会での発言は、委員長の指名の後、マイクを使用し、発言の最初に課名と名字をお願いします。

それでは、くらし創造部生活環境課から説明をお願いします。

市民部国保・年金課、坪内課長。

○国保・年金課長（坪内 淳子） それでは、3ページをご覧ください。国民健康保険事業の安定的な運営についてです。

現況と課題です。

国民健康保険事業は、国民皆保険体制の基幹的な制度として重要な役割を担っています。医療技術の高度化や被保険者の高齢化等により、医療費が年々増加する傾向に加え、低所得者層や高齢者層が多いという加入構造の影響もあり、国民健康保険財政は

大変厳しい状況に置かれています。

このような課題に対応し、国民健康保険の運営基盤を強化するため、2018年度から兵庫県が共同の保険者となる県単位化が始まりました。

兵庫県では、2030年度に県内の保険料率の完全統一を行う方針ですが、本市の保険料率は県下でも低い水準にあり、県の標準保険料率と乖離しているため、被保険者にとって急激な負担増とならないよう、国民健康保険財政調整基金を活用するなどして、激変緩和を図り、段階的な引上げを行うこととしております。

基本方針です。

豊岡市国民健康保険運営協議会の答申を尊重しつつ、健全な運営に当たります。

国民健康保険税の収納率向上及び被保険者間の負担の公平を確保するため、徴収部門である税務課と連携して、滞納者対策に努めてまいります。

医療費適正化として保健事業の推進を行うため、健康増進課と連携を密にし、特定健診等の実施計画の着実な実施に努めてまいります。

概要についてです。

国民健康保険税につきましては、本市の保険料率水準は低く、県の保険料率と乖離していることから、2030年度の保険料率統一化に向け、段階的な引上げを行うこととします。

保険料率完全統一となる2030年度までの間は、財政調整基金等を活用し、国保税率上昇の激変緩和を図ります。

滞納者の実態把握に努めるとともに、納付相談の機会を積極的に設けるなど収納率の向上を図ってまいります。

医療費通知や診療報酬明細の点検、資格審査の実施による医療費の適正な受給に努めるとともに、後発医薬品の普及啓発に努めてまいります。

特定健康診査の受診率向上と特定保健指導の充実を図り、生活習慣病の発症や重症化の予防に努めてまいります。

国保データシステムから医療費分析を行い、医療費適正化を図ってまいります。以上です。

続きまして、4ページをご覧ください。子供の医療費助成の拡充についてです。

現状と課題です。

本市の乳幼児等及びこども医療費助成制度は、兵庫県の福祉医療制度を活用して、子供の保険診療に係る自己負担の一部を助成しております。

子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、2022年7月診療分から、ゼロ歳から3歳児の医療費について所得制限を設けず、自己負担額を無料とし、2023年7月診療分からは、小学校3年生までに拡大して実施しております。

2025年7月診療分からは、小学4年生から中学3年生までの外来受診に関しまして、所得要件を満たす保護者について、子供の医療費の自己負担額を無料または月額300円を上限として、助成を拡大してまいりました。また、同時に高校生等の入院療養に対する助成も開始いたしております。

本年、2026年7月診療分からは、中学3年生までとしていた外来診療に係る助成対象を18歳以下の高校生年代にまで拡大いたします。また、1歳から小学3年生までの外来医療に係る所得制限を設けない特例措置も継続してまいります。

基本方針です。

子供の医療費に係る自己負担額の一部または全部を助成することにより、子供の健康保持、生活の向上と福祉の増進を図ることを目的とし、あわせて、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

概要です。

助成拡充の内容です。乳幼児等医療費助成制度につきましては、1歳から小学3年生までの外来医療助成に係る所得制限を設けない特例措置につきましては、2026年6月30日までの時限措置としておりましたが、その時限を撤廃しまして、引き続き、この特例措置を継続してまいります。

次に、こども医療費の助成制度に関しましては、2026年7月診療分からです。これまで対象を中学3年生までとしていたものを、18歳以下の高校生年代にまで拡大いたします。

内容は以上でございます。

○委員長（石田 清） 以上で市民部の説明は終わりました。

ただいまの説明について、質疑等があればお願いします。ないですか。

岡本委員。

○委員（岡本 昭治） 1つだけ。すみません、3ページ、私、協議会の委員でもあるんですけども、大変申し訳ないですけど、概要の中の6番目ですけども、国保データベースから医療費分析を行い、医療費適正化を図ると書いていますけども、具体的にその分析は、分析をして適正化をどういうふうに行っていくかというの、それも概要で結構ですので教えてください。

○委員長（石田 清） 坪内課長。

○国保・年金課長（坪内 淳子） まだ具体的な、どのような分析ができるのかということから、検討していく必要があると考えておまして、地域の格差を見るとか、地域別に見ていくとか、そういうことができるのではないかと考えておまして、ちょっと具体的にどのようなことをしていくということまでは、まだ進んでいない状況でございます。

○委員（岡本 昭治） 以上で結構です。

○委員長（石田 清） そのほかありませんか。

ないようですので、続いて、健康福祉部、説明願います。

まず、社会福祉課の神谷参事。

○社会福祉課参事（神谷 謙二） 社会福祉課からは、まず、豊岡市地域福祉計画の策定についてご説明いたします。6ページをご覧ください。

現況と課題です。

現在、少子高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、地域での支え合いの基盤が弱まっております。また、複合的な課題を抱える世帯や制度のはざまにある方、社会的孤立など、既存制度だけでは対応が難しい課題も増加しています。

このような課題に対応していくためには、地域住民による支え合い活動も含めた地域福祉の推進を

図っていく必要がございます。

そのための計画であります豊岡市地域福祉計画につきましては、2022年3月に策定した現計画が、2026年度末で終了することから、次期計画を策定することといたします。

基本方針です。

次期計画は、「みんなでつくり、実行する、共創」により策定を行うことを基本方針としています。

内容についての基本理念や方針は、市民の皆さんのご意見や社会福祉法に規定された地域共生社会の実現や包括的支援体制の整備、これらを踏まえて設定いたします。

また、本計画は、社会福祉協議会の行動計画である地域福祉推進計画と市の成年後見制度利用促進基本計画及び地方再犯防止推進計画も一体的に策定いたします。

次期計画と計画策定の概要です。計画期間は、2027年4月から2031年の5年間といたします。

策定体制としまして、学識経験者、地域団体の代表者、福祉・保健・医療関係者、関係行政機関の職員で構成する策定委員会を設置し、その委員によるワークショップや地域活動者へのグループインタビュー、市民アンケート調査等により意見集約を行いながら、計画策定を進めてまいります。

なお、既に2月20日に第1回策定委員会を開催し、策定に着手しているところでございます。

地域福祉計画の策定については以上でございます。

○委員長（石田 清） では、同じく社会福祉課、梶原課長。

○社会福祉課長（梶原 博和） そうしましたら、7ページのほうをご覧ください。豊岡市障害者福祉計画の策定について説明させていただきます。

まず、現況と課題になります。

本市では、障害福祉に関する施策を総合的に推進するため、「障害のある人もない人も 共に支え合い 自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念といたしました障害者福祉計画を策定いたし

まして、就労、社会参加、権利擁護、相談支援体制の充実や福祉サービスの利用につきまして、推進を図っているところですが、まだ十分と言えない状況になっております。

引き続き、施策を推進するために、2026年度末をもって計画期間が終了する各計画について、新たに策定することといたしております。

次に、計画策定の基本方針です。

まず、1つ目の障害者計画についてです。こちらにつきましては、障害者基本法に基づきまして、国が示す策定指針を基本とするとともに、本市における障害者の状況等を踏まえまして、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、理念、基本方針等を定める基本的な計画として策定するものになります。

次に、障害福祉計画と障害児福祉計画についてです。こちらにつきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づきまして、各年度における必要な障害福祉サービスや障害児通所支援等の見込み量やその提供体制の確保のための方策を国が示す基本指針を基本としまして策定するものになります。

最後に、策定の概要になります。

1つ目の計画期間につきましては、障害者計画につきましては、2027年度から2032年の6年間、障害福祉計画及び障害児福祉計画につきましては、2027年度から2029年度の3年間。

次に、計画策定の体制につきましては、地域・障害者団体、福祉・医療・雇用及び就労関係者、学識経験者で構成いたします障害者福祉計画策定・推進委員会を設置しまして、アンケート調査やグループインタビューによる意見集約を行いながら、委員会での検討を経て計画策定を行うこととしております。

社会福祉課からは以上です。

次に、高齢者支援課、木内課長。

○高齢者支援課長（木内 純子） 8ページをご覧ください。高齢者が健やかに暮らせるまちづくりの推進です。

まず、現況と課題です。

本市では、核家族化により、独り暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯及び認知症高齢者が増加し、高齢者を支える家族や地域の基盤が脆弱になってきています。こうした状況の中、高齢者の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる取組が求められています。

次に、基本方針です。

老人福祉計画・第9期介護保険事業計画では、「みんなで支え合い 笑顔あふれる まちづくり」の基本理念の下、1つ目、高齢者が生き生きと暮らせるまちづくり、2つ目、高齢者が健やかに暮らせるまちづくり、3つ目、高齢者が安心して暮らせるまちづくりの3つを基本目標として掲げ、高齢者支援課では、そのうち②の高齢者が健やかに暮らせるまちづくり、介護予防、包括的支援事業の推進について重点的に取り組んでいます。

また、認知症の人やその家族などの声を起点とした認知症施策推進計画を、老人福祉計画・第10期介護保険事業計画と一体的に策定することにしてあります。

概要につきましては、この基本方針に基づき、3つの事業を掲げています。主なものを説明させていただきます。

1つ目は、介護予防・生活支援体制の整備についてです。人生100年自分らしさ応援プログラムを活用し、要支援者等が自立した生活を続けられるように、生活に支障のある方に対して、理学療法士が訪問し、回復可能な方を適切なサービスにつなげる取組を行っています。

次に、高齢者が地域とつながり支え合いながら介護予防に取り組めるよう、NPO法人や社会福祉法人、地域住民が協働し、支え合い事業の推進を図ります。

次に、(3)ですが、聴力低下に早期に対応し、閉じこもりや孤立化、認知機能低下等の防止を図るため、補聴器購入費用の一部を助成します。

2つ目です。認知症総合支援事業の推進です。

1つ目ですが、認知症施策推進計画を第10期の

計画と一体的に策定します。認知症の人やその家族等の声を聞き、新しい認知症観に立った計画としていきます。

(2) 認知症に対する知識の普及啓発・本人発信支援として、認知症サポーター養成講座や本人ミーティングを開催します。

また、若年性認知症の方やその家族同士が自由に話し合う場や認知症当事者が望む居場所等とのマッチング支援を行い、認知症の方の理解が深められるよう、昨年度に引き続き、VRを活用した認知症の体験会を実施します。

次に、9ページをご覧ください。3つ目です。港地区を除く豊岡圏域の地域包括支援センターの運営の推進です。

総合相談支援業務として、住民からの相談に対して制度横断的な支援を実施するとともに、身寄りのない方への支援にも力を入れていきます。

権利擁護につきましては、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待対応を行います。

(3) ですが、ケアマネジャーに対して、支援困難事例等への指導・助言を行う包括的・継続的ケアマネジメント業務を実施します。

最後に、介護予防ケアプランの作成等を行う介護予防ケアマネジメント業務、指定介護予防支援を進めてまいります。

高齢者支援課からは以上です。

○委員長(石田 清) 次に、介護保険課、玉島参事。

○介護保険課参事(玉島 正雄) それでは、10ページをご覧ください。介護保険は2項目あり、最初の項目、介護保険事業の円滑な推進については、私から説明いたします。

まず、現状と課題です。

本市の総人口は年々減少しており、高齢化が加速しています。このような中、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護人材の確保・定着を図っていきます。

基本方針としましては、ここに掲載の3つの基本

目標を掲げまして、介護保険事業の円滑な推進を図ります。

それから、概要です。

1つ目は、地域包括ケアシステムの推進です。

(1) 在宅医療・介護連携の推進では、在宅医療と介護を一体的に提供できるよう、市内の医療機関と介護サービス機関等との連携体制を構築するため、豊岡市医師会へ業務を委託し、市と医師会が一体となって業務の推進を行います。

(2) 介護資格取得のための研修費用の助成対象者拡大です。こちらは、介護資格取得のための研修費用を助成することにより、介護職員の確保、定着化を図るもので、2024年度から開始しております。現制度では、市内に住所を有し、市内の介護事業所に勤務する正規職員を対象に、介護資格取得のための研修費用に対し、1人当たり10万円を上限に助成しましたが、本年度からは、助成対象者を拡大し、非正規職員についても助成の対象とします。

それから、(3) 新たに介護従事者に就職した方への就職奨励金の創設です。こちら、市内に住所を有する介護資格者が市内の介護事業所に就職した場合、3年にわたり、1人当たり合計30万円の就職奨励金を支給します。

また、(4) 遠隔地へ訪問介護サービス事業を提供した事業所への支援事業の創設です。訪問介護サービスにおいては、深刻な担い手不足に加え、訪問宅への移動コストがかさむことから、竹野地域や但東地域などに居住する市民の皆さんが、今後、訪問介護サービスを受けられなくなるおそれがあるため、訪問介護事業所への支援として、遠隔地に在住する市民にサービスを提供した市内の事業所に対しまして、移動に伴う人件費及びガソリン代の一部を補助します。

それから2つ目は、財源の安定確保です。

(1) 保険料の収納確保です。介護保険料は、65歳以上である第1号被保険者が納めます。保険料の納め方は、年金からの天引きによる特別徴収と現金納付または口座振替による普通徴収の2種類があり、普通徴収は、基本、年金の額が年額18万円

未満の方が対象であるため、滞納が発生する可能性があり、督促状の郵送や電話による催促を行い、収納確保に努めていきます。

3つ目は、介護給付の適正化です。

(1) で要支援・要介護の認定及び訪問調査の適正化です。こちらは、審査会委員を対象にした県主催の研修会に積極的に参加し、高度な知識を身につけてもらい、審査判定の平準化に取り組みます。

また、(2) でケアプランの点検ですが、ケアプランとは、介護サービス計画のことで、この介護サービス計画が利用者にとって必要なサービス提供となっているかを、運営指導時または随時に点検を行い検証します。

私からの説明は以上です。

○委員長(石田 清) 次に、介護保険課関係、長谷川部次長。

○健康福祉部次長(長谷川幹人) 11ページをご覧ください。老人福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定でございます。

まず、現状と課題。

法に基づく第9期計画が2026年度、今年度をもって終了するため、2027年度から2029年度までの3か年を計画期間とする第10期計画を策定するといったことでございます。

計画には、事業の供給体制の確保に関する事項、介護保険等対象サービスを提供する体制の確保、保険給付の円滑な実施を確保するための事項等を定めることとしております。

基本方針としましては、国から示されます基本指針を踏まえまして、第9期現行計画の評価、市民アンケートの結果等を基に、第10期計画を策定します。

概要としましては、2ですね、策定の体制としましては、学識経験者等で構成する委員会を設置、アンケートやパブリックコメントを実施しながら、計画の策定を行うこととしております。

3、策定スケジュールとしましては、(1) 市民アンケートの実施及びまとめ、これは現在実施中ということでございます。

(2) 策定委員会の開催としまして、6回程度を予定しているということ、(4) 計画につきましては、3月をめどに策定をするといったことでございます。以上でございます。

○委員長(石田 清) 次に、福祉監査課、橋本課長。

○福祉監査課長(橋本 明宏) 12ページをご覧ください。私からは、計画的な指導監査等の実施についてご説明します。

まず、現況と課題です。

市が行う指導監査等は、社会福祉法等の規定に基づき、法令または通知等に定められた遵守すべき事項について確認を行うことで、適正な法人運営等を確保することを目的としています。

期間についてですけれども、社会福祉法人への指導監査は3年に1回、市が指定の地域密着型サービス事業所等への運営指導は、6年間に1回、新規指定の事業所への運営指導は、指定を行った翌年に実施をしております。

近年の傾向として、サービス提供に関する記録の整備等に係る指導が増加しております。

基本方針です。

対象法人等の選定と実施計画の策定を行い、指導監査を実施してまいります。

2種類ございまして、(1)は社会福祉法人でございます。これは、市単独で行うもので、市の指導監査実施要綱に基づき実施計画を策定してまいります。

(2)は介護サービス事業者と社会福祉サービス事業者等でございます。こちらは、県と合同で行う運営指導の実施事業所の決定結果を踏まえまして、市の実施計画を策定してまいります。

概要です。

1番、対象法人等は以下のとおりでございます、法人等の種別ごとに対象の数、実施予定件数を記載しております。

実施期間は、本年の9月から翌年2月を予定しております。

3の実施内容です。市の指導監査実施要綱とガイ

ドラインなどに定められた指摘基準に基づいて指導監査を実施しまして、文書指摘と口頭指摘または助言の3段階に分けて結果を通知しまして、必要な改善を求めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○委員長(石田 清) 次に、健康増進課、宮野課長。

○健康増進課長(宮野 千晶) 健康増進課から3項目でございます。13ページをご覧ください。

保健事業・健康増進事業の推進としまして、現況と課題です。

市民の健康を保持・増進するため、健診、健康相談、健康運動教室の実施や運動健康ポイント制度の取組を推進し、充実強化していくとしています。

健診の受診率の向上と市民への健康づくりの意識啓発や知識の普及を図ることにより、病気の早期発見・早期治療、重症化予防につなげるとともに、糖尿病などの生活習慣病予防、フレイル予防、感染症予防などを推進するとしています。

基本方針としまして「すべての人が地域の中で生きいきと健康に暮らせるまち」の実現としています。概要です。

5つございまして、1つ目、歩いて暮らすまちづくりの構想としまして、策定から12年が経過しておりますので、構想の見直しを行うこととしています。

2つ目、玄さん元気教室の普及・拡大としまして、玄さん元気教室奨励金は、教室の開催頻度の拡充や新たな交付基準の追加に伴う実施団体の増加を視野に、2026年度から週1回程度の教室開催を基準とした奨励金の見直しを行うとしております。

3つ目、運動健康ポイント制度の普及・推進としまして、とよおか歩子(スマートフォンアプリ)は、機能の見直しを行いまして、さらなる普及・推進を行うとしています。

4つ目の生活習慣病対策としまして、生活習慣病の発症、重症化予防のために、集団健診会場での保健・栄養指導、医療機関受診勧奨のための訪問等を実施するとともに、就労世代の健康づくりのきっか

けとしまして、市内事業所を訪問し、従業員の生活習慣の振り返りと健康チェックの機会を創出するとしています。

5つ目、新型インフルエンザ等対策行動計画の改定としまして、2026年6月の改定に向けて、学識経験者、県への意見聴取を踏まえ、計画案を作成し、パブリックコメントを実施するとしております。

次に、15ページになります。とよおか健康ぷらん21の策定としまして、現状と課題です。

豊岡市健康行動計画、豊岡市食育推進計画、いのち支える豊岡市自殺対策計画の3つの計画を、とよおか健康ぷらん21と総称し、事業推進に取り組んでいますが、2027年度をもって計画期間が終了するため、次期計画を策定するとしています。

基本方針としまして、策定に当たりましては、市民アンケートを実施し、その調査結果を踏まえ、現計画の評価と次期計画に向けた課題、計画の方向について整理するとしています。

概要です。

策定年度は2026年度から2027年度としまして、2番目の計画の期間、それぞれの計画はご覧のとおりです。

3番目の策定のスケジュールですが、6月に市民アンケートの実施をしまして、8月に結果の集計と分析・評価、10月にアドバイザーの助言を受けまして、計画の素案を作成するとしてしまして、翌年の2月から、豊岡市健康づくり推進協議会での審議を5回程度予定しております。11月にパブリックコメントの実施をしまして、3月に計画策定としております。

続きまして、豊岡市地域医療計画の推進になります。16ページになります。

現況と課題です。

医科外来需要は緩やかに減少する一方、在宅医療をはじめとする高齢者に対する医療需要への対応が引き続き求められると見込まれるため、こうした需要変化の幅に比べて、診療所の閉院や医療従事者の不足などによる供給量の減少幅のほうが大きく、相対的な供給不足が進行することが懸念されます。

2025年に策定しました豊岡市地域医療計画に基づきまして、関係機関と連携しながら、地域の実情に応じた取組を具体的に進めていくこととしております。

基本方針ですが、5つの基本方針に沿って、関係機関と連携の下、持続可能な地域医療体制の維持・確保に向けた取組を段階的に推進するとしています。

概要ですが、（仮称）豊岡市地域医療計画推進委員会において、計画の進捗確認、課題共有及び今後の方向性の検討等を行うとしています。

方針として5つございまして、1つ目が、医療提供体制の維持・確保としまして、専門家による相談支援検討、医業承継ガイドの作成・周知等としております。

方針2つ目として、安全・安心な受療機会の確保として、地域の実情に応じた交通手段の確保、外出支援サービス助成事業の運用面の見直し等としております。

方針3つ目としまして、在宅医療・訪問看護の持続可能性の確保として、オンコール代行サービスや時間外往診代行サービスの導入支援の在り方の検討等としております。

方針4つ目、オンライン診療の基盤整備と普及として、オンライン診療導入支援策の調査・研究、医療機関等向け導入促進等としております。

方針5つ目、市立診療所の持続可能性の確保として、市立医科診療所及び市立但東歯科診療所の在り方検討、市立医科診療所でのオンライン診療や医療Ma a Sの導入検討としております。

健康福祉部からは以上でございます。

○委員長（石田 清） 以上で健康福祉部の説明は終わりました。

ただいまの説明について、質疑等があればお願いします。

義本委員。

○委員（義本みどり） 今年度、様々な計画の大切な委員会がたくさんあるかと思うんですけど、全て傍聴できるという理解でよろしいでしょうか。

それと、お願いなんですけれども、また、委員会の日程等が決まりましたら、大変お手数なんですけど、議会事務局を通じて、日程とか場所をお知らせいただければ大変ありがたいので、お願いいたします。

○委員長（石田 清） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（小野 弘順） 言っていただきましたように、全ての、まず委員会のほうは傍聴できます。

それぞれの委員会の日程等が決まりましたら、また、議会事務局を通じてご案内をさせていただきますので、ぜひ傍聴いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（石田 清） よろしいですか。

○委員（義本みどり） よろしくをお願いいたします。

○委員長（石田 清） ほかに。

北原委員。

○委員（北原 大策） 福祉監査とちょっと健康増進は関わりがないかもしれないんですけど、社会福祉、高齢者支援、介護保険も関係ないか、ちょっと具体的に市民の方から質問がありまして、今日、概略ご説明いただけてるんですけど、なかなか高齢者とか社会福祉というきれいな枠に収まる方の悩みじゃないですけど、相談ばかりじゃ、実はないと思ってまして、というのが、全てに関わってくる虐待があったりとか、高齢者であったりとか、独り暮らしであったりとか、何かいろんなケースが重なり合ってきた場合に、私が実際、その相談を受けたときに、どこに相談したらいいかが分かんなかったんです、この市役所の中で、何、どの方に相談すればいいのか。あと、相談してもたらい回しというよりも、その方も分かんないと思うんで、1回話しただけでは、私は今、話してますけど、多分、何のことか分からないと思います。そこは時間がかかることなんですけど、それを課で横断的というか、どういうやり取りがちゃんとできるのかどうか、その仕組みが確立されているのかどうかをちょっと知りたいのと、結局、誰かにしっかりと一回話しすれば、それが共通認識として持ってもらえるのか、こっちの課にも

関係するわとか、こっちの課にも関係するわという、そこまでなかなか難しいかもしれないんですけど、都度、説明をしないといけないということがあり得るのかなと、受けてて、今日場でなかなか、それこそ邪魔して、お一人にお話ししても、これもなかなか共通認識持てないかなと思ったので、少しお答えにくいとは思うんですけど、ちょっとこの場で質問をさせていただきました。

答えられる範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

○委員長（石田 清） 神谷参事。

○社会福祉課参事（神谷 謙二） 北原委員のおっしゃった部分については、本当に我々も一番課題になっている部分かなというふうには思っております。

ただ、市やいろんな委託の相談支援機関というのはたくさんございまして、そちらのところで、どんな複合的な問題であるとか、いろんな課題をおっしゃっていただけたら、そこが窓口になって、いろんな関係機関のほうにつなぐようなことはやっているというところがございますが、ただ、明確な仕組みというか、その辺がシステムとしてきちっとできているかといいますと、その辺がちょっと課題になっている部分でもありますので、一応、総合相談的な窓口ということでは、総合相談・生活支援センター「よりそい」というのが、立野庁舎の中に、社協さん委託であるんですけども、基本は生活困窮者の自立相談支援事業、生活困窮の窓口ではあるんですけども、一般的にどこに行ったらいいか分からないという部分については、メインの窓口としてはそちらのほうになるのかなというふうに現状ではなっておりますが、そういったことも含めまして、先ほど説明しました地域福祉計画の中で、多機関の連携する在り方というようなことも検討していきたいと思っております。

○委員長（石田 清） 澤口参事。

○健康増進課参事（澤口久美子） 保健師のほうは、健康増進課とこども未来課、高齢者支援課、社会福祉課とそれぞれ4課のほうに分散しておりまして、健康増進課とこども未来課につきましては、業務を

持ちながらではあるんですけど、地区担当制の保健師活動をさせていただいておまして、今、神谷参事のほうも説明させていただいたんですけれど、一旦、例えば出石地域にお住まいで、体調面ですとか経済面ですとか、複合的なご相談があるかと思うんですけども、取りあえず地区担当の保健師におつなぎいただきまして、その後に庁内の各部署と連携をさせていただいておりますので、保健師で解決できない課題につきましては、総合相談の「よりそい」ですとか、生活援護のほうですとかと、あと、お子さんが絡むようなことでしたらこども支援センターのほうなどと連携をさせていただいて、それぞれの関係課がそれぞれの担当するところをフォロー、相談させていただけるような横断的な相談の仕方というのをさせていただけるように、努力はさせていただきたいなというふうには思っております。以上です。

○委員長（石田 清） 木内課長。

○高齢者支援課長（木内 純子） 高齢者支援課では、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターを所管しています。市内には4か所のセンターと2か所の分室があって、豊岡圏域だけ直営で、あとは社協のほうに委託しています。

高齢者の相談といっても、その中に働いていない息子がいたり、娘がいたりとか、障害を持った方というのもありますので、そういった場合は、それぞれの部署と連携しながら動いております。

高齢者に、65歳以上ということですけども、どこに相談していいかわからない場合は、まず、地域包括支援センターに相談してくださいというふうにしておりますので、また、相談いただけたらと思います。

○委員長（石田 清） 北原委員。

○委員（北原 大策） よろしいですか。ありがとうございます。

私、一般質問のときにも福祉の話をさせてもらったときに言ったんですけど、私は議員の立場で、この行政に、結構、まだ、触れる機会ってあると思うんですけど、先ほど言った、ちょっと相談を受けた

ときに、じゃあ、どこをリファールというか、ここにまず相談してくださいというのが、例えば今は地域包括支援センターというのが、まず、真っ先に浮かんだんで、言ったんですけど、もうしたと。でも、もちろすが明かんと。じゃあ、そこまた、別の話が出てきたりしたときに、もうどこに相談すればいいか、私も分かんなかったんですよ。その方も、結局、何か個々では、今言うた地域生活支援センターに言ってみたりとかはしてたみたい、何だ、民生委員の方に話をしてみたりもしてるみたいなんですけど、全部を丸投げできる窓口が逆になんないという。皆さん、いろいろ細かい施策というか、それぞれ担当を持っておられて、窓口もそれぞれあるんですけど、ここに1回投げたら、そこから広がっていくっていう、ない物ねだりになってしまうかもしれないですけど、仕組みはあるんですけど、市民が分かってないんですよ。結局、どこに連絡すればいいんか、窓口が。聞いてみたら、やっぱりここじゃない、あっちに、じゃあ、聞いてみたら、あっちに、ここではちょっと判断できませんってたら一回しじゃないですけど、結局、どこに相談すればいいかわからないっていうので、多分、私のほうに、これ、解決するかどうかというのはもう別にして、相談されてきたケースかなと思うんですけど、私としても、中途半端なことが言えないので、結局、ご案内したのが、何か人権センターとかっていうのしか、もうヒットしなくて、広い意味で言うとな。虐待とかもちよっと要素があったので、人権侵害に当たるというところから、広いところからスタートしないといけないのかなって言って、そこをお教えしたんですけど、やはりそこも、今度は広過ぎてわからないっていう話になっちゃったんで、結局、何が言いたいかというと、市民の方がせっかく仕組みがあるのに、気がついてもらえないと意味がないと思うんです。窓口がね、それぞれあって、しっかりその整備、ここはされてると思うんですけど、一旦、ここに大きな問題投げていただければ、そこから横のつながりで情報共有できますよっていう窓口を、しっかりと分かるようにしてもらおうことが大事かなと思って

ます。

なかなか難しいと思います。ただ、一生懸命されてるのが重々分かってますし、しっかりフォローしていただけたとは思ってるんですけど、入り口がぼやけてるのが非常にもどかしかったりするので、そこを少し協議を続けていっていただければと思います。分かっていただけないと意味がないなと思っているので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○委員長（石田 清） ほかにございせんか。

それでは、ないようです。

以上で前半の部を終了します。

ここで、委員もしくは当局の皆さんから特に発言はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） ないようでしたら、当局職員の皆さんにつきましては、退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで委員会を暫時休憩します。再開は10時30分、それ以前に皆さんおそろいでしたら、再開させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

午前10時16分休憩

午前10時28分再開

○委員長（石田 清） 皆さん、おそろいのようなので、引き続き委員会を再開します。

これより後半の部に入ります。

後半は、こども未来部、産業経済部、教育委員会の職員に出席を要請しておりますので、ご了承願ひします。

それでは、次第3の自己紹介に入ります。

今回は、年度当初の委員会であり、4月の人事異動で当局職員に異動がありましたので、ここで、出席者全員に自己紹介をお願ひしたいと思ひます。

まず、正副委員長、各委員、当局職員、最後に事務局という順でお願ひいたします。

なお、当局職員はマイクを使用し、お手元の名簿順でお願ひします。

まず、委員長からですが、私は委員長の石田です。スムーズな運営と深い議論をできるように、皆さんのご協力をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○副委員長（小森 弘詞） 副委員長の小森です。昨日から声が出なくなりましたので、今日は静かに過ごしております。よろしくお願ひいたします。

○委員（岡本 昭治） 委員の岡本昭治です。よろしくお願ひいたします。

○委員（中尾 浩二） 委員の中尾浩二です。よろしくお願ひします。

○委員（義本みどり） 委員の義本みどりです。よろしくお願ひします。

○委員（北原 大策） おはようございます。委員の北原大策です。よろしくお願ひします。

○委員（谷出 裕子） 委員の谷出裕子です。よろしくお願ひいたします。

○委員長（石田 清） 次に、こども未来部から順にお願ひします。

○こども未来部長（若森 洋崇） こども未来部長兼子育て専門官の若森洋崇です。よろしくお願ひします。

○こども未来課長（旭 和則） こども未来課長の旭と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○こども未来課参事（丸谷 祐二） こども未来課参事の丸谷です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○こども未来部次長兼こども支援課長（吉本 努） 失礼します。こども未来部次長兼こども支援課長の吉本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○こども支援課参事（高橋 正人） 失礼します。こども支援課参事兼こども未来部参事の高橋です。どうぞよろしくお願ひします。

○こども支援課参事（道下 順子） こども支援課参事の道下です。よろしくお願ひします。

○産業経済部長（坂本 成彦） 産業経済部長坂本です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○文化・スポーツ振興課長（吉田 政明） 失礼いたします。この4月からとなります。文化・スポーツ

振興課長の吉田と申します。よろしくお願いします。

○文化・スポーツ振興課参事（小川 一昭） 文化・スポーツ振興課参事の小川と申します。よろしくお願いいたします。

○文化・スポーツ振興課参事（吉岡 和彦） 文化・スポーツ振興課参事の吉岡と申します。文化財室、それから歴史博物館のほうの担当のほうをしています。よろしくお願いいたします。

○文化・スポーツ振興課参事（山田 和彦） 文化・スポーツ振興課参事の山田和彦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。城崎国際アートセンターを担当しております。

○文化会館整備室長（中村 史） 失礼します。文化会館整備室長の中村と申します。よろしくお願いいたします。

○教育次長（永井 義久） 教育次長の永井です。よろしくお願いします。

○教育総務課長（川崎 智朗） 教育総務課長の川崎と申します。よろしくお願いいたします。

○教育総務課参事（本庄 昇） 教育総務課参事兼給食センター所長、本庄です。よろしくお願いいたします。

○教育施設課長（谷口 祥規） 教育施設課の課長の谷口です。よろしくお願いします。

○教育施設課参事（加藤 哲夫） 教育施設課参事の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（川島 秀博） 失礼します。学校教育課長の川島です。よろしくお願いします。

○学校教育課参事（吉谷 孝憲） 学校教育課参事の吉谷でございます。よろしくお願いいたします。

○学校教育課参事（服部 隆） 失礼します。学校教育課参事、研修センターのほうを担当しております。服部隆と申します。よろしくお願いいたします。

○教育次長補佐兼幼児育成課長（向原 芳江） 失礼します。教育次長補佐兼幼児育成課長の向原です。どうぞよろしくお願いいたします。

○幼児育成課参事（三輪 純子） 失礼します。幼児育成課参事の三輪です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局主幹（中川 光典） 事務局の中川です。よろしくお願いします。

○委員長（石田 清） ありがとうございます。それでは、次第4の協議事項に入ります。

（1）の委員会所管事項の事務概要についてです。まず、当局から、部単位で一通りの説明を受けた後、各委員から質疑を行います。

本日は、あくまで事務概要の説明であり、また、時間が限られておりますので、当局説明及び委員からの質問は、要点を押さえて簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、委員会での発言は、委員長の指名の後、マイクを使用し、発言の最初に課名と名字をお願いします。

それでは、こども未来部から説明をお願いします。こども未来課、旭課長。

○こども未来課長（旭 和則） それでは、資料のほうは17ページをお願いいたします。こども未来課、こども計画の推進及び妊娠・出産・子育て支援の推進についてご説明をいたします。

まず、現況と課題です。

2025年3月に子ども・子育て施策の方向性を示すため、豊岡市こども計画を策定いたしました。今年は2年目を迎え、庁内関係課、関係機関と連携して、計画を着実に推進する必要があります。

また、市内では、出産した家庭の約4割が、子育てにサポートを必要とする状況にあります。

続きまして、基本方針です。

妊娠期、出産期、子育て期の各ライフステージにおいて、相談支援、母子保健に関する支援、子育て支援、経済的支援など、切れ目のない支援を行うこととしております。

続いて、概要に取組を掲載しております。5項目上げております。

まず、1つ目ですが、こども計画の推進です。

教育、福祉、学識経験者等の委員で構成する子ども・子育て会議を開催し、意見を伺うこととしております。

また、情報発信の強化に努め、今年3月には、本

市の子育て・教育に関する先進的な取組を分かりやすく伝えるため、TOYOOKAみんなで子育ておうえんまっぷを作成いたしました。今年度は、漫画や動画などを活用した情報発信にも取り組む予定としております。

2つ目、妊娠に関する支援です。

2022年度から開始した特定不妊治療助成は、今年度新たに交通費についても助成する予定です。国の制度を活用いたしますので、国から示される要綱を基に、市としても助成していく予定としております。

また、不妊治療ペア検査、不育症治療費についても引き続き助成してまいります。

3つ目、妊娠期における支援です。

妊婦健康診査の健診費用については、健康保険の適用外となっており、上限額11万2,000円を助成しております。

妊婦支援給付金の支給と妊婦等包括相談支援については、妊娠期から切れ目のない支援を行う観点から、経済的支援とともに、妊娠期から出産、子育てまでの一貫した相談支援の充実を図ってまいります。

4つ目、出産期における支援です。

産婦健康診査費助成事業は、産後1か月頃の産婦の健康状態や心身の回復状況を確認するための産婦健診費用を助成するものでございますが、今年度から、新たに産後2週間での受診に対しても助成することとしております。

1か月健康診査費助成事業については、2025年度から創設した取組で、赤ちゃんが初めて受ける健診の費用を助成するとともに、健診結果を受領することで、医療機関と連携した指導や育児に関する助言を行うものでございます。

産後ケア事業、産前産後サポーター派遣については、継続して取り組む産前産後サービスです。

5の子育て期における支援でございます。

健診、各種教室、相談など、様々なタイミングで育児支援を継続して行います。

最後に、こども広場及び市民交流広場の運営です。

指定管理者と協力し、より多くの利用者が満足いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○委員長（石田 清） 続いて、こども支援課、吉本部次長。

○こども未来部次長兼こども支援課長（吉本 努）

資料19ページをご覧ください。

私からは、こども家庭支援・母子家庭等自立支援の推進についてご説明いたします。

まず、現況と課題についてです。

核家族化の進行や地域社会のつながりの希薄化により、家庭が育児において孤立し、子育ての負担を抱え込みやすい環境となっております。こうした背景の中で、従来の家庭機能のみでは解決が困難な世帯がこれまで以上に顕在化しております。不適切な家庭環境に起因する児童虐待の深刻化も喫緊の課題となっております。

また、母子家庭等においては、非正規雇用率の高さから、世帯収入が低位にとどまる傾向にあり、生活の安定と自立を図るため、個々の状況に応じたキャリア形成や安定的な収入の確保に向けた就労支援が必要となっております。

次に、基本方針です。

昨年度に設置した豊岡市こどもセンターを中心に、母子保健と児童福祉の両機能が一体となった支援体制を構築し、専門機関が緊密に連携・協働することで、困難を抱える家庭に対し、早期発見から継続的支援までを包括的に提供いたします。

また、ひとり親家庭等の生活実態や子育ての状況、就業に向けた課題を把握し、個々のニーズに合致した母子・父子自立支援プログラムを策定し、これにより、各種支援メニューを組み合わせた伴走型の自立支援を推進いたします。

次に、概要です。

まず1点目は、子供家庭支援の推進です。

こどもセンターを中心に母子保健と児童福祉の機能を一体化し、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない横断的かつ継続的な支援を行ってまいります。

2点目は、母子家庭等の自立支援の推進です。

子供の貧困の理由の一つとして、親の収入に関する課題がございますが、母子・父子自立支援プログラムでは、資格取得や就職及び正社員への転職など、収入増を目指すひとり親を対象として、個々の状況に合わせた自立支援プログラムを策定しております。プログラム実施後も、母子・父子自立支援員が伴走的に支援を行っていきます。

また、兵庫県のひとり親家庭住宅支援資金貸付制度を有効活用し、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の生活基盤の安定を図りたいというふうに考えております。

こども未来部からは以上です。

○委員長（石田 清） 以上でこども未来部の説明は終わりました。

ただいまの説明について、質疑等があればお願いします。ございませんか。

岡本委員。

○委員（岡本 昭治） すみません、1点だけ確認させていただきます。

現況と課題の中に、不適切な養育環境に起因する児童虐待の深刻化も喫緊の課題となっているということですが、豊岡における児童虐待数というのは、どういう数字で来ているのか教えてください。

○こども未来部次長兼こども支援課長（吉本 努）

すみません、年度によって、若干ばらつきがございますが、昨年度の実績で言うと33件の通告という形になっています。その前の年が49ですかね、という形の状況ということです。以上です。

○委員（岡本 昭治） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（石田 清） よろしいですか。そのほかございませんか。

ないようです。

続いて、産業経済部、説明願います。

まず、文化・スポーツ振興課、小川参事。

○文化・スポーツ振興課参事（小川 一昭） 文化芸術の振興について説明いたします。資料20ページをご覧ください。

現況と課題、基本方針です。

豊かな心を育み、活力ある市民文化の向上を図るために、市民が優れた文化芸術に触れ、親しむとともに、市民が主体となり展開する文化活動を支援していく必要があります。

優れた文化芸術に触れる機会の提供や公募展の充実に努め、自主的な文化芸術活動を行っている団体への支援を実施するとともに、文化施設の安全・安心な管理を行い、効果的な事業の実施と利用の拡大を図ってまいります。

続きまして、概要です。

第2期豊岡市文化芸術振興計画に基づき、これまで同様、文化芸術事業の一体的な広報、子供たちへの文化芸術体験への提供、2つの公募展の開催、各文化施設での事業実施に努めてまいります。

説明は以上です。

○委員長（石田 清） 次に、同じく文化・スポーツ振興課、吉岡参事。

○文化・スポーツ振興課参事（吉岡 和彦） 資料の21ページをご覧ください。

私からは、文化財の保護と活用についてご説明いたします。

最初に、現況と課題です。

自然、歴史、文化財や伝統文化などは、貴重な文化遺産であり、その価値と魅力を次世代に正しく継承していく取組が求められております。

続きまして、基本方針です。

史跡や有形無形の文化財などは、文化遺産として、その価値や魅力を守り、未来に伝えるため、保存と活用に努めることとしております。

次に、概要です。主なもの2点についてご説明いたします。

1点目は、2の文化財の保存と活用です。

市内文化財の総合的な保存と活用を目指し、豊岡市文化財保存活用地域計画の策定作業を昨年度から進めております。今年度は、文化庁の認定が受けられますよう、事業を進めてまいります。

2点目は、4の国指定史跡の整備です。

但馬国分寺跡の整備に向けた整備基本計画の見

直しを昨年度から進めております。今年度中の計画策定に向けて、事業を進めてまいります。

文化財室からは以上でございます。

○委員長（石田 清） 引き続き、同じく文化・スポーツ振興課、山田参事。

○文化・スポーツ振興課参事（山田 和彦） 城崎国際アートセンターの取組について説明いたします。資料のほうは22ページをご覧ください。

現況と課題につきましては、開館以来、最先端のアーティスト・イン・レジデンスの施設として、国内外から高い評価を受けて、世界各地から優れたアーティストが年間を通じて滞在していただき、制作活動を行っています。

本市の文化芸術による地方創生事業の拠点施設として、情報発信に努めるとともに、豊岡で暮らすことの価値と魅力を高める事業展開を行ってまいります。

次に、基本方針ですが、市内に世界最先端の舞台芸術創作の場があることにより、地域への誇りを醸成し、市民が暮らしの豊かさを実感できるよう、そして、市民の芸術文化への興味・関心が高まるよう努めてまいります。

概要につきまして、主なものとしましては、1のアーティスト・イン・レジデンス事業では、26か国から91件の応募がございまして、11件のプロジェクトを採用、採択しております。また、今申しました公募のほかにも、国内外の芸術団体などとの提携事業が1件、これを加えまして、年間ラインナップは12件としております。

芸術文化観光専門職大学との連携では、学生の臨地実務実習につきまして、2年生以上の劇場プロデュース実習ですとか、4年生の総合芸術文化実習の受入れを予定してございます。

説明は以上です。

○委員長（石田 清） 同じく文化・スポーツ振興課、吉田課長。

○文化・スポーツ振興課長（吉田 政明） 23ページをご覧ください。私のほうからは、スポーツ振興について説明します。

市民が生涯を通して健康な生活を営むため、気軽に楽しくスポーツに親しめる地域社会の実現が求められているところです。

そこで、各種団体との協働を推進し、市民や地域のニーズに応じたスポーツ活動の推進を図る必要があります。

基本方針です。

性別や年齢、障害の有無等に関係なく、誰もがスポーツに親しめる環境づくりについて、地域の特色を生かし、地域のつながりや大交流を意識しながら事業を推進します。

概要です。

第2期スポーツ推進計画に基づいて取組を進めます。

（1）生涯スポーツの推進です。スポーツ事業については、市民の体力向上や健康増進等を目的とし、スポーツ推進委員との連携強化により、コミュニティの活性化も意識しながら、スポーツの普及啓発などの取組を進めます。

また、中学校部活動の地域連携について、引き続き教育委員会と連携し、取組を進めていきます。

（2）施設の適切な整備です。施設の需要と供給のバランスをしっかりと見据えつつ、市民がスポーツを行う上で、活動の場が失われることのないよう、施設の適切な維持に努めていきたいと考えています。

具体的には、アの城崎ボートセンター常設栈橋更新のための設計を行います。栈橋が経年劣化しているため、更新のための設計を行うものです。

なお、設計業務の進捗にもよりますが、9月議会において工事に係る補正予算を提案したいと考えております。

次に、イの日高文化体育館受変電設備等の改修・更新を行います。

次に、ウの豊岡総合スポーツセンター陸上競技場写真判定装置更新を行います。

次に、エの神美台スポーツ公園テニスコート観覧席ベンチシート修繕を行います。

（3）オリンピックレガシーへの取組です。引き

続き、ボートのまち豊岡市を発信していきます。本年度、円山川において、５月３０日、３１日に兵庫県高校総体ローイング競技、９月には高校新人大会があるほか、６月には近畿高校総体ローイング競技、７月３１日から８月４日の５日間、全国高校総体カヌー競技が、そして、１０月１７日、１８日には第３５回全国中学校新人競漕大会が開催されます。このほかでは、円山川城崎ローイング協会主催による、恒例の円山川城崎ボートフェスティバルが７月４日、５日に開催されます。

このような形で、ボートのまち豊岡市を発信していきたいと考えております。

説明は以上です。

○委員長（石田 清） それでは、文化会館整備室、中村室長。

○文化会館整備室長（中村 史） ２４ページをご覧ください。私からは、文化会館の整備についてご説明申し上げます。

現況と課題です。

文化会館は、都市機能として必要なものであり、昨年度実施しました長寿命化等調査の結果などを踏まえまして、豊岡市民会館をリニューアル、長寿命化と機能向上させることで、文化会館機能を維持することといたしました。本年１月に策定しました豊岡市民会館リニューアル基本計画を基に、現在、基本設計に着手したところです。

しかし、当初、２０２６年度に新築開館するとしておりました予定からは大きな遅れが生じております。安全性の問題により、４月から市民会館が休館に入ったことと併せまして、これ以上遅れることにより、市民の文化芸術活動の停滞を招くことがないよう、事業の着実な推進と可能な限りの前倒しに努めなければなりません。そのため、目まぐるしく変化する建設市場の最新の動向を把握するため、サウンディング型市場調査を実施し、適切な発注方法等を早期に決定・提示することで、建設事業者が参入しやすい状況を整えていきたいと考えております。

また、総合体育館隣接地、元建設予定地ですけれ

ども、そちらの利活用のほか、豊岡市民会館の休館期間が長期に及ぶことから、リニューアル後の利用促進、利用者に帰ってきていただくといったことや市全体の文化の中心施設であるといったことの、市内全体への浸透が課題となっています。

基本方針です。

豊岡市民会館のリニューアルに当たりましては、文化芸術創造活動を支える中核施設として、優れた文化芸術の振興・普及や創造はもとより、文化芸術を通じて人々に安らぎや活力を与え、市民生活を豊かにし、にぎわいのあるまちづくり、すなわち創生５（ファイブ）の一つであります、みんなで集えるまちに資する施設となるよう努めたいと考えております。

続いて、概要です。

豊岡市民会館のリニューアル、本体部分につきましては、大きく４つ、基本設計を進めること、工事の発注方法を検討し決定、提示すること、物品の整理を進めること、そして、リニューアル後の利用促進策として、広報活動を進めていきたいと考えています。

総合体育館隣接地の利活用につきましては、周辺一帯を含めた今後の利活用方法の検討とそれに先立ちまして、現在、建設予定地だった部分のフラット化、整地の工事を進めておりますが、それを進めてまいります。

以上で産業経済部の説明を終わります。

○委員長（石田 清） 産業経済部の説明は終わりました。

ただいまの説明について、質疑等があればお願いします。

中尾委員。

○委員（中尾 浩二） すみません、スポーツの振興について１点お尋ねします。

昨年度なんですが、幾つかのスポーツクラブ２１のほうから依頼を受けまして、補助金等は出してもらえないのかという相談を受けて、窓口に行きましたところ、スポーツクラブ２１というのは、もう自分たちのほうで経営して、自分たちのほうでやって

もらうものなのですよという説明を受けたんですが、このたび、こちらでスポーツクラブ21及びその他スポーツ関係団体等に対する活動支援の実施と書いていますが、昨年、私が聞きに行った部分ですね、要は補助金等を出してもらうというのは、具体的にそういった内容の認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（石田 清） 吉田課長。

○文化・スポーツ振興課長（吉田 政明） スポーツクラブ21への補助金を出してもらえないかといった点ですね。

委員おっしゃるとおり、自主運営というのが原則だと考えております。ここに書かれてますスポーツ団体への各種補助については、例えばスポーツ協会でありますとか、あと、スポーツで頑張っておられる個人、団体さんへの大会派遣等への補助事業というものを想定しております。

説明は以上です。

○委員長（石田 清） 中尾委員。

○委員（中尾 浩二） 具体的に、それは補助金という形ではないということでしょうか。

○委員長（石田 清） 吉田課長。

○文化・スポーツ振興課長（吉田 政明） 補助金というのは、スポーツクラブ21への補助金ということでしょうか。

○委員（中尾 浩二） はい、そうです。

○文化・スポーツ振興課長（吉田 政明） 繰り返しますけども、スポーツクラブ21という団体については、自主運営というのが原則でありまして、新たな補助金を交付するという考え等はございません。

○委員長（石田 清） 中尾委員。

○委員（中尾 浩二） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（石田 清） そのほかございませんか。
北原委員。

○委員（北原 大策） 3点お伺いしたいんですけど、まず1点目が文化財の活用ということで、文言があったと思うんですけども、ちょっと具体的に、これは勝手な私の案なんですけど、例えば出石の有子山、

ご存じですかね。有子山にああいう、あれも文化財に当たると思うんですけど、例えばあそこに山城、築城、お城を造りたいというようなことになった場合、今、石垣整備とかされてると思うんですけど、あれ、木を切ったりとか、例えばそこに物を建てたりするのって、そういう活用というか、何だろう、もう触れないとかじゃなくて、とっぴなというか、そういう活用も含めて検討していただけるとかっということなんですか。それとも、そういうことじゃなくて施設の利活用ということですかね。

○委員長（石田 清） 吉岡参事。

○文化・スポーツ振興課参事（吉岡 和彦） 委員がおっしゃられるような有子山に特化した形で、今、事業を何か考えているってということではございません。

広く文化財の活用だとか、そういったものについて、活用方法だとか、皆さんに広く価値観を周知していただくような取組だとか、そういったことを、今後、考えていくといったことで、今、文化財のほうの保存活用地域計画のほうの策定のほうを行ってるところでございます。

○委員長（石田 清） 北原委員。

○委員（北原 大策） ありがとうございます。

よろしいですか。例えば今のお話を具体的に説明を受けたいときには、この部というか課に何ていうかな、説明を受けに行ったらいいですか、例えばこういう案があるんですけどというようなご相談は。

○委員長（石田 清） 吉岡参事。

○文化・スポーツ振興課参事（吉岡 和彦） ご相談につきましては、日高のほうにあります歴史博物館のほうに文化財室のほうは在籍しておりますので、こちらのほうにお越しいただければ、ご相談のほうをお聞きさせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（石田 清） 北原委員。

○委員（北原 大策） ありがとうございます。

続けて、体育館の利用についてなんですけど、特に小学校の場合をちょっと想定していただきたいんですけども、一昔前は地域住民というのは、何か

活動費じゃないわ、利用料がゼロとかというのがあったと思うんですけど、今はそれはないんですかね、ゼロっていうのは。お願いします。

○委員長（石田 清） 吉田課長。

○文化・スポーツ振興課長（吉田 政明） 学校施設開放の屋内運動場の利用なんですけども、その地域の小学校区の皆さんで構成する方々で、6割以上とあったところが定義としてありますけども、6割以上を超えたら、その団体については、利用団体登録で減免申請いただければ、使用料については減免扱いとなっております。

○委員長（石田 清） 北原委員。

○委員（北原 大策） 減免というのは、もうゼロもあり得るんですか。

○委員長（石田 清） はい。

○文化・スポーツ振興課長（吉田 政明） 例えば弘道小学校の体育館のご利用で、弘道小学校区の方々に構成する割合で、6割以上を超えられましたら、使用料は100パー減免になりますし、その弘道小学校区の方々が福住小学校の体育館を利用される場合についても、個別に減免申請は必要なんですけども、使用料は減免なんですけども、一部、照明代というものが発生していきます。以上です。

○委員長（石田 清） 北原委員。

○委員（北原 大策） ありがとうございます。ご丁寧。

すみません、私ぐらいの世代、50ぐらいの方が、本当にいい大人がただで借りて何喜んどるんだというような意見も実はあって、歓迎すべきことなのかもしれないんですけど、無料で利用するっていうのが。実際に例えばこれから、エアコンとかつけてしたときに、結構費用がかかってくる中で、本当にただでいいのかっていう。仮に数百円であっても、それは大人としてどうなんだろうみたいな意見があったもんで、ゼロかどうかが、ちょっと私、認識がなかったの、一旦伺いました。施設料の話もあったんですけど、これからその辺って、何か減免もこのまま継続していくのかという、答えれる範囲でお願いできますか。

○委員長（石田 清） 吉田課長。

○文化・スポーツ振興課長（吉田 政明） まさしくおっしゃるとおりでして、学校施設開放の使用料についても、今年度中に使用料の在り方を見直しをちょっと検討させていただいて、次年度、2027年度で新しい使用料規定を設けたいなと思っているところです。

その中で、今、私が説明したように、減免扱いになってるところもあるんですけども、減免規定を外したらどうかなんていう意見もあります。本来でしたら、学校施設というのは学校で使う施設なので、学校施設開放で減免で使うというのはどうなのかといったあたりが、今後、議論の焦点になります。

説明は以上です。

○委員長（石田 清） 北原委員。

○委員（北原 大策） ありがとうございます。

あと、ちょっとこれに付随して1点なんですけど、例えば今、一括で施設の予約ってできるじゃないですか、システムで。この間、小学校であつたらしいんですけど、全然知らない方が、学校側がどなたが来るかが分からない状態で、借りられる、何ていうかな、情報は多分登録はされてるんで、予約がもちろんできてるとは思うんですけど、学校の先生方が、えっ、どなたなんですかみたいなことも現場で戸惑いがあったというような声を聞いたんですけど、他市町の方が借りた場合と違ってというのは、個別で例えば学校とか、管理者がおられるようなところは、連絡が行ったりはできないかなと思って、ちょっと質問するんですけど、分かりますか。

○委員長（石田 清） 吉田課長。

○文化・スポーツ振興課長（吉田 政明） 学校施設でありますので、学校のいわゆる小学校のほうの担当のほうでどなたになるのか分からないですけども、学校のほうには、どなたが利用されるというのは予約システムでも分かる内容かなと思ってんですけども。

○委員長（石田 清） 北原委員。

○委員（北原 大策） 予約システムの、誰が借りるのかというのが、学校側には何かそのアクセス、そ

このシステムにしないと見に行けないのか、それとも何か通知が行くようになってたりするんですか。

○委員長（石田 清） 吉田課長。

○文化・スポーツ振興課長（吉田 政明） はい。今、ちょっとどの程度の運用がなされてるのかどうか分からないですけども、我々でしたら、管理者権限で入れば、いついつ、こういう団体が利用されるというのは分かっています。その管理者権限で、小学校のほうにおいても、入れるかどうかというのは、ちょっと分かってません。正直、分かってないところがありますし、管理者権限でこういった団体がこの日に利用されるという情報を、小学校のほうに通知しているかどうかというのも、ちょっと実態についてまだ把握できてない状況です。申し訳ないです。

○委員長（石田 清） 北原委員。

○委員（北原 大策） すみません、今、具体的にちょっと1個しか聞いてないんですけど、教頭先生が迎え入れられたときに、全然知らん方が借りられて、借りられてるんで、もちろん届出というか登録されてだとは思んですけど、見たこともない方が、体育館にわあって結構な人数おられてびっくりしたというようなことが、ちょっとあったらしいので、そこがどう共有できてるんかというようなこと。身近な毎週来られる方とかやったら、顔見知りにもなるとは思うんですけど、ぼんって一見さんじゃないですけど、突発的にもう借りようと思ったら多分借りれる状況にはあると思うので、その辺が何かあえてどういう使用者がっていう情報が分かるかどうかというのが、ちょっと考えていただければと思います。

○委員長（石田 清） はい。

○文化・スポーツ振興課長（吉田 政明） ちょっと実態として把握できてないところありますので、教育委員会とも、現状、内容を確認しながら、丁寧に進めていきたいと思います。以上です。

○委員長（石田 清） よろしいですか。

○委員（北原 大策） ありがとうございます。

○委員長（石田 清） ほかにございませんか。

それでは、続いて、教育委員会、説明願います。

教育総務課、川崎課長。

○教育総務課長（川崎 智朗） 25ページをご覧ください。社会教育・生涯学習の充実と推進でございます。

基本方針を大きく3つの柱とし、各種事業を展開してまいります。

概要です。

1つ目、社会教育基本計画の理念実現に向けた関連事業の推進です。2024年6月に策定した社会教育基本計画に掲げる基本理念、学びや活動による自分づくり、生きがいづくり、つながりづくり、まちづくりの推進の実現に向け、社会教育推進委員会において、取組の進捗状況の確認及び評価等について意見を聞き、効果的な施策の展開を行ってまいります。

2つ目、多様な学習機会の充実と読書活動の推進です。生涯学習サロンでの講座や今年度取組予定の社会教育・生涯学習人材バンク～まなびあいネット～を活用した生涯学習活動の推進、くすの木学校、青い鳥学級を開設して、障害者の方の社会自立を目指した学習機会を提供してまいります。図書館では、図書館未来プランに基づき、幅広く資料を収集し、様々な人に学びとつながりの場として活用されるよう取り組んでまいります。また、子供の読書支援を推進するため、本の団体貸出しや出張おはなし会、学校図書室の管理のアドバイス等、学校園と連携して行います。

とよおか電子図書館につきましては、多様な形での資料提供の一つとして、引き続きコンテンツを整備し、利用拡大を進めてまいります。

また、2016年度に策定した図書館未来プランの取組期間が2026年度で終了します。時代の流れに的確に対応した図書館運営を行うため、プランの改定を予定しております。

3つ目、家庭・地域の教育力の向上と青少年健全育成の推進です。青少年健全育成推進活動、子供会活動、PTA活動を支援し、地域行事への子供の参加を促し、青少年健全育成推進活動を進めてまいります。

また、青少年センターと補導委員による見守り体制についても、引き続き実施をまいります。

私からは以上です。

○委員長（石田 清） 同じく教育総務課、本庄参事。

○教育総務課参事（本庄 昇） 26ページをご覧ください。教育総務課の2点目の項目、安全安心な学校給食の提供について説明いたします。

まず、現況と課題です。

学校給食センターでは、安全安心な学校給食の提供を目指し、市内産野菜の積極的な使用やオーガニックビレッジの取組と連携した有機農産物の利用を推進しておりますが、量の確保が課題となっております。

給食費については、物価動向に連動した食材料費の設定を行っており、保護者負担額は2024年度から4年をかけて段階的に増額することとしたところですが、2026年4月からは、国の給食費負担軽減制度が創設されたことにより、小学校の保護者負担額を無償とし、また、負担軽減制度の対象外である中学校の保護者負担は、2025年度と同額に据え置くこととしました。

また、急激な少子化と施設・設備の老朽化に対応するため、現在の3つのセンターの体制を再編し、2026年度末で日高等学校給食センターを廃止し、豊岡及び出石学校給食センターに再編します。

次に、基本方針です。

市内産野菜使用の目標を、重量ベースで30%以上としており、市内産野菜や有機農産物の利用を推進するため、JAや生産者との連携を進めます。

また、給食費無償化の関係につきましては、国の動向を注視しながら、無償化が実施されるまでの間については、安定的な財源確保の面から、物価動向に連動した食材料費の設定と保護者負担額の設定を行ってまいります。

また、学校給食センターの再編については、調理業務委託業者及び配送業務委託事業者との調整等を進めてまいります。

概要の欄は、今ご説明申し上げましたことを、主

な事業として3点に記載したものです。

私からの説明は以上です。

○委員長（石田 清） 次に、教育施設課、谷口課長。

○教育施設課長（谷口 祥規） それでは、27ページをご覧ください。私のほうからは、学校園の再編推進について説明いたします。

現況と課題です。

核家族化の進行や共働き家族の増加など、環境変化、幼児教育・保育の無償化によりまして、保育に対するニーズが高まっております。一方で、少子化のさらなる進行が見込まれております。このため、就学前施設及び放課後児童クラブの施設整備の方向性とそれに伴う運営の見直しの方向性等を示しました、豊岡市における幼児教育・保育及び放課後児童のあり方計画を2021年2月に策定いたしました。

一方で、小・中学校につきましても少子化に伴う児童生徒数の減少によりまして、学びに重要な多様な意見に触れ合う環境が確保しづらいなどの教育課題が生じていることから、子供たちにとってよりよい教育環境を確保するため、豊岡市立小中学校適正規模・適正配置計画を2021年12月に策定いたしまして、2026年この3月に後期計画のスケジュールの修正を行いました。

基本方針です。豊岡市における幼児教育・保育及び放課後児童のあり方計画の推進にあたりましては、2025年3月にこども未来部で策定いたしました、豊岡市こども計画を踏まえまして、持続可能な幼児教育・保育提供体制の整備を進めることとしております。豊岡市立小中学校適正規模・適正配置計画の推進にあたりましては、学校施設は地域の交流拠点や災害時の避難所機能等、教育施設以外の機能も兼ね備えていますことから、保護者や地域住民と対話を重ね、合意形成を図りながら丁寧に進めるものといたしております。

次に、概要です。概要といたしましては、今年度の主な事業としまして、2点を記載しております。

1点目は、豊岡市における幼児教育・保育及び放

課後児童のあり方計画の推進です。先ほどもありましたけども、持続可能な幼児教育・保育提供体制の整備を推進するため、後期事業の該当園の再編を推進していきます。

2点目は、豊岡市立小中学校適正規模・適正配置計画の推進です。但東地域につきましては、現在、地域の中で統合に向け最終的な協議を行っております。但東地域の小中一貫校の整備に向けた検討を今後進めていきたいと考えております。

また、八代小学校の小規模特認校制度につきましては、制度の継続の判断を行う年度となっております。現在、地域のほうで継続の是非の検証を行っております。その動向によりまして統合を進めることとなります。

私のほうからの説明は以上です。

○委員長（石田 清） 次に、同じく教育施設課、加藤参事。

○教育施設課参事（加藤 哲夫） それでは、28ページをお願いいたします。私のほうからは、教育・保育施設等の整備の推進について説明いたします。

まず、現況と課題でございます。教育・保育施設におきましては、児童生徒や園児にとって安全で安心な環境を整備する必要があります。しかしながら、小・中学校の施設では、約8割が築30年以上を経過しており、施設の老朽化が課題となっております。また、急速なICT技術の進展によりまして、児童生徒に1人1台端末として整備をしていますが、維持や更新についても課題となっております。

そのような中、基本方針としましては、教育・保育施設、また放課後児童クラブにつきましても、引き続き、子供たちの安全・安心を第一に、効率的な維持管理に加え、空調設備やトイレの洋式化などの環境対策やICTなど、新たな課題にも対応した教育環境の整備や充実を図ることとしております。

次に、今年度の主な事業としまして、概要欄に3点記載しております。

1点目は、学校施設個別施設計画に基づく計画的な改修の実施を上げております。その1つ目ですが、三江小学校の長寿命化改良工事でございます。昨年

度を実施予定でしたが、事業の財源であります国の交付金が年度当初予算で採択保留となりました。何とか年末の国の補正予算時に採択を受けまして、今年度にずれ込んでの実施となりました。工事内容につきましては、特別教室棟の外部改修工事、また、老朽化が著しく激しい普通教室棟の内外部についての長寿命化改良工事を行う予定としております。

2つ目ですが、日高小学校の耐力度調査についてです。日高小学校につきましては、特別教室棟が築59年をはじめまして、管理教室棟が築50年経過しており、屋根や外壁、内装など、広範囲にわたって老朽化が見られます。今年度につきましては、長寿命化事業の基礎調査であります耐力度調査を行う予定としております。

2点目ですが、小学校体育館への空調設備の整備でございます。指定避難所となっている小学校の体育館につきましては、災害時の良好な生活環境を確保し、あわせて、教育活動などでの熱中症リスクの低減を図り、快適な活動環境を整えるため空調設備を整備するものでございます。2025年度から2027年度の実質3か年で整備する計画としております。今年度の2026年度につきましては、田鶴野小学校はじめ記載のとおり11校、整備する予定としております。

最後の3点目ですが、児童生徒の1人1台端末の活用の推進です。昨年度に引き続きまして、教員向けのサポートや研修を行います学習用情報機器の運用支援業務であるとか校内の無線LAN環境の改善に努めていきます。また、学習用端末の更新につきましては、昨年度、中学校でのタブレット更新に続きまして、2026年度につきましては小学校児童のタブレット端末3,294台と教員用の端末373台の更新を行う予定としております。

説明は以上です。

○委員長（石田 清） 次は、学校教育課、川島課長。

○学校教育課長（川島 秀博） 資料29ページをご覧ください。豊岡市における教育の充実について説明します。

まず、基本方針について、3点です。

1つ目は、子供たちの発達段階や多様なニーズを踏まえて、多様性を尊重しつつ、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育成することです。

2つ目は、教職員一人一人の資質、能力の向上、チーム学校として取り組む組織づくり、安全・安心な教育環境の整備を図ることです。

そして、3つ目は、学校、家庭、地域等の連携、協働を推進することです。

次に、概要についてです。12点上げていますが、その中から4点について説明します。

1点目、1の非認知能力、やり抜く力、自制心、協働性向上のための取組の推進です。取組の核となる演劇ワークショップを市内全ての小学校1年生と2年生で実施しました。取組の成果と課題について協議する検証会議では、子供によって創作、発表に好き嫌いはあるものの、人への興味、見る力が育っている、参観している教師からは、ファシリテーターから技を学ぼうという思いが伝わってくるという評価が聞かれました。

2点目は、3の不登校対策の充実、豊岡市一丸となった多様な支援の実施です。児童生徒や保護者を取り巻く環境の変化、不登校に対する社会の考え方の多様化などによって、不登校児童生徒数は全国的に増加しています。本市においても教育の中心課題となっています。本市の不登校児童生徒数は、昨年度3月末時点で210人と、一昨年度同時期と比べて9人増加しています。豊岡市不登校対策アクションプランに基づいて、新たな不登校を生まないための取組と、不登校になった児童生徒に対して自立を促すための取組、この2点を両輪で推進していきます。具体的には、生活アンケートや教育相談などによって児童生徒の心身の状況把握等、早期からのケアに努めるとともに、子供たちが安心できる居場所として設置している校内サポートルームについて、全中学校、義務教育学校と小学校6校に支援員を配置します。また、各校の校内サポートルームでの取組を紹介した好事例集を研修などで効果的に活用して、取組のさらなる充実を図ります。

3点目は、旧の中学校部活動の地域連携、地域展開に向けての検討です。持続可能な活動体制の構築を目指して、今年度は2つ程度の地域クラブでモデル事業を開始するとともに、野球やバレーボールなどの人数確保が課題となっている競技において、複数校による合同部活動を実施する予定としています。さらに来年度以降、休日の部活動を担う新たな地域クラブ団体の募集を行い、休日の部活動の全面的な地域展開を目指します。平日の部活動については、当面は学校で継続しつつ、準備が整った部活動から順次、地域での活動へ展開していきます。子供たちが安心して学び成長できる環境を地域に確保するために、市長部局とより一層の連携を図りながら、新たな仕組みづくりを進めます。

4点目は、11の「学校における働き方改革」の推進です。豊岡市学校における働き方改革推進方針に基づいて取組を進め、まずは時間外在校時間が月80時間を超える教職員をゼロにすること、これを最優先で進めます。さらに、全ての教職員の超勤が45時間以内となることを目標としています。勤務時間外における留守番電話、中学校で導入している自動採点システムの活用などによって業務負担の軽減を図ります。さらに、地域の方々や関係機関と緊密な連携、協働によってチーム学校の体制を強化するとともに、教職員のメンタルヘルスの保持、増進に留意した風通しのよい職場づくりを進めます。

学校教育課からの説明は以上です。

○委員長（石田 清） 次に、幼児育成課、向原次長補佐。

○教育次長補佐兼幼児育成課長（向原 芳江） 30ページをご覧ください。就学前の教育・保育の充実及び放課後児童クラブにおける育成支援の質の向上についてご説明いたします。

基本方針から説明します。1つ目に、第5次とよおか教育プラン及び豊岡市こども計画に基づき、就学前の教育・保育の充実を図ってまいります。また、就学前からの学びの連続性に配慮し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、昨年度から豊岡市全体で取り組んでいる豊岡市架け橋プログ

ラムの取組をさらに推進していきます。

2つ目に、放課後児童クラブにおける児童の安全管理と業務効率化に一層取り組み、育成支援の質の向上を図ってまいります。

概要については、本年度の主要なものを2つ上げております。

1つ目の就学前の教育・保育の充実です。(1)の子供理解の推進と保育の実践力の向上は、第2次豊岡市就学前の教育・保育計画、第2次スタンダード・カリキュラムとその活用の手引を基に、学びの公開保育や経験年次別研修を重ねながら、目の前の子供一人一人に寄り添い子供理解をさらに深めることにより保育実践力を高め、教育・保育の質の向上を図っていきます。

(2)の各学校区における園と小学校の連携、接続の充実と研修の実施は、就学前からの育ちの連続性を確保し、小学校への円滑な接続を図るため、昨年度から豊岡市全体で豊岡市架け橋プログラムの取組を進めております。各学校区の園と小学校が連携して接続期のカリキュラムを作成し、活用しながら学びの積み上げ、生活基盤の育成を推進します。従来から行われている交流活動等の狙いや配慮等を明確にし、連携会議、相互参観の機会を設け、校種を超えての子供理解と指導の充実を図っていきます。また、有識者を講師とした園小合同の研修会を開催し、担任に限らず、学校園全体の意識向上を図っていきます。

(3)のこども誰でも通園制度の推進は、2026年度から、今年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施されるこども誰でも通園制度ですが、豊岡市でも私立の認可保育施設6園、公立園6園、合わせて12施設で事業実施を始めます。利用申請などの手続は、国から提供されておりますこども誰でも通園制度総合支援システムを利用しております。在宅で子育てをする世帯の子供が、保育所等を利用することで、家庭だけでは得られない様々な経験を通じて、物や人への興味や関心を広げ成長していき、また、制度を利用する保護者が保育所などの社会的資源や地

域と関わることにより、孤立感や不安感の解消につながっていきます。

次に、2つ目の放課後児童クラブにおける育成支援の質の向上です。(1)の子供理解等の職員研修の推進と(2)の放課後児童クラブへの巡回支援及び学校園との連携強化は、児童が放課後児童クラブで安心して過ごせるよう、また保護者が放課後児童クラブに安心して預けることができるよう、クラブの職員に対する有識者や心理士などを講師とした子供理解、対応についての研修等を充実させるとともに、幼児育成課の指導主事が各クラブを巡回し、指導、相談体制を強化していきます。また、放課後児童クラブと学校園との連携を強化し、育成支援の質の向上を図っていきます。

次に、(3)のICTシステムの試行導入は、放課後児童クラブでは紙ベースでの事務や管理が主体となっていることから、児童の安全管理と業務効率化を目的としたICTシステムを1か所で試行的に導入し、その効果を検証していきます。

教育委員会の説明は以上です。

○委員長(石田 清) 以上で教育委員会の説明は終わりました。

ただいまの説明について、質疑等があればお願いします。

谷出委員。

○委員(谷出 裕子) 1点質問です。

学校給食についてなんですけれども、1年生がこれから給食がスタートするということで、4月15日から開始予定と聞いてるんですけれども、同じセンターによって開始日がちょっとばらつきがあるということを聞いております。お母さん方からのちょっとした疑問ですので、お答えしていただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長(石田 清) 本庄参事。

○教育総務課参事(本庄 昇) 学校での1年生の開始日については各学校で決められておるところでして、給食センターとして何かを決めているところではないです。以上です。

○委員(谷出 裕子) ありがとうございます。

○委員長（石田 清） ほかにありませんか。

北原委員。

○委員（北原 大策） 質問ではないんですけど、先ほどの学校教育、幼児育成課さんも含めてなんですけど、非常に細かくというかしっかり考えていただいているなというのを単純に受け取れました。人間に対することなので、何かこう、建物を直すとかいうことではなくて、なかなかすぐ結果が、思ったような結果って出ないと思うんですけど、すごく時間がかかることだからこそやっぱり継続的に続けていってほしいなというのが一つあります。

ただというか、全然やっていただいて非常にありがたく思いますし、真面目にし過ぎてがんじがらめになってしまわないようにしていただきたいんです。というのが、教職員の方の時間制限とかも、例えばそれを守るために何か叱られるとか、そういう図式になってしまうと意味がなくなってきちゃうので、すごくバランス取るの難しいとは思いますが、しっかりと考えられているので、できるだけ前向きにというか穏やかにかなえることができれば、これは教職員の方々も含めてね、これが子供への最大のフォローになるんじゃないかなと本当に思っていますので、くそ真面目になり過ぎずに取り組んで、引き続き取り組んでいただければと思います。よろしくお願いします。以上です。

○委員長（石田 清） 意見ですね、質問じゃないですね。

○委員（北原 大策） はい。

○委員長（石田 清） そのほかございませんか。

ないようですので、以上で後半の部を終了します。

ここで、委員もしくは当局の皆さんから特に発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） ないようです。当局職員の皆さんにつきましては、報告事項がある部署の職員さんを除いて退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで委員会を暫時休憩しますが、引き続き報告事項を行いますので、委員の皆さんはこのまま席に

てお待ちください。

午前 1 1 時 3 1 分休憩

午前 1 1 時 3 3 分再開

○委員長（石田 清） 委員会を再開します。

それでは、議事順序を変更し、5の報告事項に入ります。

（1）豊岡市文化財保存活用計画の策定についてです。

産業経済部、文化・スポーツ振興課から説明をお願いします。

文化・スポーツ振興課、吉岡参事。

○文化・スポーツ振興課参事（吉岡 和彦） それでは、ご説明のほうさせていただきます。

豊岡市文化財保存活用地域計画の策定についてご説明のほういたします。昨年度より着手を行っております計画の素案のほうがまとまってきましたので、概要についてご説明のほうさせていただきます。

本計画は、現在の計画の豊岡市歴史文化基本構想が2027年3月に計画期間満了することから、これまでの取組を生かしながら着実な保存と活用を実施することで、本市の豊かな歴史、文化、自然を守り、生かし、より一層魅力的なものへと磨き上げることを目的として策定を行っているものです。また、本計画は、文化庁が作成のほう推奨しております、文化財の保存と活用に関する総合的な法的計画になります。そのため、今後は文化庁長官の認定を受けることとしております。

それでは、資料のほうをご覧ください。本計画は、第1章から第7章で構成のほう行っております。章ごと概要についてご説明のほういたします。

資料1ページの左上になります。第1章、ここでは、先ほど申しあげました目的のほかに計画の対象、計画の期間や計画の経緯をまとめております。計画の期間は令和9年度から令和19年度までの11年間として、前期、中期、後期に分けて事業に取り組み、進行管理のほうを行っていくこととしております。

次に、第2章になります。資料のほうにはちょっと掲げておりませんが、第2章では、豊岡市の概要について、自然的・地理的環境、社会的環境、歴史的環境の観点から、豊岡市の概要についてまとめております。

次に、第3章です。資料の左の下のほうになります。本計画の対象となる「豊岡の宝もの」の概要や特徴について、この章ではまとめております。本計画では、文化財保護法に基づく指定等の有無、有形、無形にかかわらず豊岡市の歴史や自然の下に生まれ、育まれ、受け継がれている歴史、文化、自然の資源を「豊岡の宝もの」と定義をしております。これまでに、市では、約1万4,500件の「豊岡の宝もの」を把握しておりまして、そのうち442件が国、県、市の指定等文化財に指定のほうをされております。

次に、資料の右上になります、第4章、ここでは、豊岡市の歴史文化の特徴についてまとめております。「豊岡の宝もの」は、単体で存在しているのではなく、様々な要素の中で形成され、受け継がれてきました。そのため、歴史的、地域的關係性に基づき、一定のまとまりとして捉え、7つの物語として整理のほう行っております。ここでの7つの物語は、現計画の歴史文化基本構想の内容をブラッシュアップして整理のほう行っております。

次に、第5章になります、資料の2枚目のほうをご覧ください。「豊岡の宝もの」の保存・活用について、将来像と方向性、現状と課題、方針と事業など、計画期間における事業について、ここで整理のほう行っております。地域の大切な文化財が人口減少、少子高齢化等の社会状況の変化を背景に、滅失、散逸や継承の担い手不足の危機に直面しております。そのような中、ふるさとの誇りとなる「豊岡の宝もの」を学び、地域総がかりで未来へと守り生かす取組を進めることで、市民文化の向上と心豊かな活力あるまちづくりへつながることを期待して、計画を通して目指す将来像を、「ふるさとを学び、「豊岡の宝もの」を未来へつなぐまち」として、その実現に向けて、「ほりおこす」、「知り・学ぶ」、

「守る」、「伝え・生かす」の4つの方向性に基づき方針を掲げ、従前から行っている事業に新規の事業を加えまして、37の事業に取り組んでいくこととしております。

新規に行う事業の中から、3点についてご説明のほういたします。

1点目は、今回の事業で把握、調査した「豊岡の宝もの」の調査結果の活用について、知り・学ぶの方針2-1、2-2の事業の中で、行政区や地域コミュニティ組織への提供や市ホームページ等で公開を行いまして、誰もが文化財の価値を理解し共有できるよう、情報発信のほうを行ってまいります。

2点目は、方向性、知り・学ぶ、方針2-3、ふるさと教育の充実についてです。今回計画策定にあたり、小中学校の教員の方390人の方を対象に、ふるさと教育の取組状況についてアンケートのほうを実施させていただきました。その結果、地域レベルの歴史情報の不足や資料の不足、また市の出前授業、郷土史家や地域の方々との連携ができる体制の必要性など、多くの課題が挙げられました。また、今後取り上げたいテーマとしては、伝統産業、コウノトリ、ジオパーク、地域の祭りや伝承などでした。こうした課題を抱えておられる教員の方の支援やふるさと教育の充実を図るため、歴史博物館において支援窓口のほうを設置いたしまして、授事業内容の相談や歴史博物館資料の提供などを行っていきたいと考えております。

3点目は、方向性、守る、方針3-6の文化財指定等に至らない「豊岡の宝もの」の保存・継承への取組です。国、県、市の指定等は条件などハードルが高く、指定等が難しい未指定の文化財について、新たな市の登録制度の創設を検討してまいります。この制度では、地域が大切に保存、継承されてきた伝統芸能等を特に想定のほうしておりまして、また、登録を受けることで民間財団等が行っている助成金申請に有利に働ければと考えております。

次に、第6章です。ここでは、「豊岡の宝もの」の防災・防犯についてです。5つの方針のもとで、災害や盗難被害への備えとして意識啓発、火災被害

への備えとして防災設備の整備や点検、消火活動などを実施することとしております。また、今回の策定に当たりまして文化庁と協議を進める中で、「豊岡の宝もの」に被害を及ぼすような災害や盗難、毀損等が発生した際のタイムラインの作成を求められております。そのため、計画策定後につきましては、関係課と調整をしながらタイムラインのほうの検討及び作成のほうを行うこととしております。

次に、第7章です。ここでは、計画の推進体制と進行管理についてです。行政、市民及び団体、専門家がそれぞれの役割を認識し、相互に連携して、地域総がかりで「豊岡の宝もの」の保存活用に取り組を行い、豊岡市文化財保存活用地域計画協議会で本計画に基づく取組の効果を検証することとしております。また、このほか、計画推進にあたりましては、文化庁からの情報提供や指導、助言等を受けるとともに、豊岡市の出身者、来訪者等の市外の人々、旅行者、観光業者などの市外の民間企業、近隣の市町や関係する市町村とも積極的な連携を図っていくこととしております。

今後のスケジュールについてです。6月頃にパブリックコメントのほうを実施させていただきまして、その後、豊岡市文化財保存活用地域計画協議会及び文化財保護審議会を開催しまして最終確認を行った後、8月頃に文化庁に認定申請のほう、申請する予定としております。

説明は以上です。

○委員長（石田 清） 委員の方から質問はありますか。

北原委員。

○委員（北原 大策） 今、最後に認定してもらおうという言葉があったと思うんですけど、これは、ごめんなさい、ちょっと聞き逃したんかな、いろいろと、前半の1枚目に説明があったこのもの、「宝もの」を紡ぐ物語について認定してもらおうということですか。

○委員長（石田 清） 吉岡参事。

○文化・スポーツ振興課参事（吉岡 和彦） 文化庁の認定については、この計画そのものになります。

この計画自体が法定計画という形になりますので、この計画全体についての認定という形になります。

○委員長（石田 清） 北原委員。

○委員（北原 大策） ありがとうございます。この協議会自体は、今まではもうなくなって、新規でつくられて、基本的には、先ほど言われた、日高のところに何か事務局みたいなことができるようなイメージなんでしょうか。

○委員長（石田 清） 吉岡参事。

○文化・スポーツ振興課参事（吉岡 和彦） 協議会につきましては、この計画を作成するに当たり組織のほうをつくっております。その協議会の中には、専門家さんとか文化財の所有者さんたちが含まれた10名以内で組織するという形になっとなりまして、常にその方々がおられるというわけじゃなくて、何かあったときに会議を開催し、文化財室のほうで会議のほうを行うというふうな流れで行っております。

○委員長（石田 清） 北原委員。

○委員（北原 大策） この今、写真が載ってる、何か計画作成に向けた協議の様子というの、これが文化財室でされてるようなイメージですか。これは全然違う場所なんですかね、すみません。

○委員長（石田 清） 吉岡参事。

○文化・スポーツ振興課参事（吉岡 和彦） 資料2枚目の中ほどの下に載せてるこの写真については歴史博物館の中の1室になります。

○委員（北原 大策） その建物の中ですよ。

○文化・スポーツ振興課参事（吉岡 和彦） 建物の中で、ちょっと会議室というものが実際に博物館のほうにはないんですけども、博物館の中のスペースを使って、その中で会議のほうを行っております。

○委員（北原 大策） ありがとうございます。

○委員長（石田 清） そのほかございませんか。岡本委員。

○委員（岡本 昭治） 1つだけ聞かせてください。

先ほどの説明にもあったと思うんですけど、但馬国分寺跡の整備方針の変更という項目が幾つかあったと思うんですけども、これはどういう内容をど

ういうふうに変更していくかという、概要だけで結構です。

○委員長（石田 清） 吉岡参事。

○文化・スポーツ振興課参事（吉岡 和彦） 計画の変更につきましては、今、14年前ぐらいに作成された計画の見直しといったことで、今現在、国分寺につきましては、地権者の方の協力を得まして、ほぼほぼ公有化のほうが進んできております。今後につきましては、史跡のほうの公園整備に向けたもの、公園のほうの整備に向けた形での計画ということで、計画のほうの見直しのほうを行っておる最中でございます。

○委員（岡本 昭治） 以前、交渉権を持っていたものを変更するんじゃなくて、整備計画の中で順番にその計画が遂行されていく中で、当然、将来についても変わっていくだろうということで変更をかけるということでよろしいですか。

○委員長（石田 清） 吉岡参事。

○文化・スポーツ振興課参事（吉岡 和彦） 以前の計画策定時から、それからまた新たに調査で見つかったものとか、そういった部分もございます。そういった遺構などを計画の中に反映をするという形もありますし、エリア的なもの、指定区域だとかそういったものも変わってきていますので、そこら辺も変更の中で反映をするという形で作業のほう進めております。

○委員（岡本 昭治） 分かりました。

○委員長（石田 清） よろしいですか。

○委員（岡本 昭治） はい。

○委員長（石田 清） ほかにございませんか。

ないようですので、以上で産業経済部、文化・スポーツ振興課の職員の皆さんは退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで委員会を暫時休憩します。

午前11時48分休憩

午前11時49分再開

○委員長（石田 清） 委員会を再開します。

次に、協議事項に戻しまして、（2）の委員会重

点調査事項についてに入ります。

ご参考に、本年3月時点での当委員会の重点調査事項をSide Booksに上げております。改めて、委員会重点調査事項について、本日の事務概要の説明を踏まえた上で協議をお願いいたします。

この件について、ご意見はありますか。（「特になし」と呼ぶ者あり）特になし。

それでは、これらの項目を重点調査事項としてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

続いて、その他ですが、管外行政視察研修について協議したいと思います。視察の日程案等、視察質問事項をSide Booksに上げていますので、ご覧ください。

それでは、視察日程の確認と各訪問先への質問事項について協議をいたします。

委員会を暫時休憩します。

視察日程は書いてあるとおりのんですが、ちょっと2日目の午後の空き時間の活用方法などについて、どうでしょうか、少しご相談させていただきたいと思います。

○委員（岡本 昭治） 1時10分から4時までが自由研修ですかね。

○委員長（石田 清） そうそう、自由研修。ですが、自由研修にするか団体で行動するかということから辺がなんだろうけども、1時10分から16時ということです。

○委員（義本みどり） 行き先は両方とも同じところですか。

○委員長（石田 清） うん。

特に団体で行動する必要もないので、このまま自由研修ということで、各自これはと思うところ行ってもらおうと。

○委員（岡本 昭治） 自由研修だけど飛騨市って、自由研修できるところ。

○事務局主幹（中川 光典） すみません、ちょっと補足を事務局のほうからさせていただきます。

今、2日目の午後の時間帯が未定ということで、それぞれ各自で自由研修ということでいいんじゃないかというご意見もあります。今までも、いろいろなケースがありました。例えば地域の文化施設だとか、そこのまちの姿がよく分かるような施設、あるいは町並みを歩いたりだとか、そういったことをされてはどうかと思います。去年は浜松城だったかな、委員の皆さん全員で、現地の説明員さんをお願いして団体で行動したというような経緯もあります。高山はいろいろな施設がありますので、行きたいところもまちまちなのかなと思います。5月13日の午前中は飛騨市で研修ですが、同じ飛騨地域なんですけれども、実際に文化的な施設関係は、ホテルのある高山に多くあります。高山を中心に行動すればタクシーを使わなくても歩いていける範囲でもたくさん施設等があります。一方、足を延ばして、何人かグループつくってタクシーなどで行きたいところに行かれるというようなこともできます。このようにホテルのある高山に戻るのであれば、行程表の一番左のところに電車の時刻が書いてあります。ここには16時10分、15時5分、13時12分、このように高山に帰るための電車の時間を参考に入れております。すぐに高山に戻りたいという方は13時12分があるんですけども、これは特急ですので、乗車券はお渡ししますが特急券でプラス330円を支払う必要があります。この時刻表は参考までに記載しているだけなんですけども。仮に、ぎりぎりまで飛騨市内にいたい方は16時10分が最終の電車です。高山に16時27分に到着ですので、宿泊先には16時40分に到着できるということになります。行程表に書いてありますように、夕食は18時30分からです。ホテルでゆっくりというような予定になってますけども、夕食会場に向かうためのロビー集合時間は18時ちょっと過ぎぐらいになろうかと思います。よって、もう少しぎりぎりまでゆっくりいていただいてもいいですし、高山に一度帰ってホテルを拠点にいろいろ行動を取っていただいてもいいのかなというふうに考えております。どのように行動されるかは委員の

皆さんでこの後決定していただいたら結構かなと思います。以上です。

○委員長（石田 清） 個人で弾力的に組めるようになってるということですね、それぞれ。

飛騨市といったら白川郷もあるんですか、飛騨市、白川郷。

○事務局主幹（中川 光典） 白川郷は飛騨市からもう少し北ですけども、タクシーで50分くらいだったと思います。白川郷になるとけっこう日本海方面に行きますけども、ただタクシーで50分、行けないことはないです。白川郷に似たような古い民家のかやぶき屋根の集合したような施設は、白川郷ほどの規模ではないですけども、高山の近くにもあったような気がします。そういった古い民家だとか町並みが見れるという場所もいくつかあります。

○委員長（石田 清） さて、どうしましょう、団体行動しますか、個人で好きなところチョイスしながら。

○事務局主幹（中川 光典） どちらでも。

○委員（岡本 昭治） 個人にしましょう。

○委員長（石田 清） 個人ででよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それじゃあ、高山も含めて、その時間も3つ書いてありますので、高山のほうも含めて個人で考えながら、ここはというところに行っていただくということよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） それから、次に、質問事項についてで、これも資料が入ってたと思うんですけど、皆さんに10日までということをお願いをしておったやつですが、医療Ma a Sは8個、今日も但東のほうで医療Ma a Sの話が出てましたけども、そういうことも含めて、それから飛騨市民カレッジによる生涯学習の推進が8個、それから児童登下校酷暑対策事業5個というような話が入っております。いかがでしょうか。

○事務局主幹（中川 光典） 委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（石田 清） はい。

○事務局主幹（中川 光典） すみません、ちょっと補足説明させていただきます。

ここに掲載されてる質問事項は今朝までに各委員のほうからメールでいただいたものです。委員さん全員から質問をいただいたというわけではありません。一部の方からたくさん質問を書いていた方がいいものも含めて、今朝急いで書き入れたものですので、質問の語尾が少し適切でないものなどいろいろあります。この後、事務局のほうで語尾をはじめ、言い回しなどを精査して若干変更させていただきながら完成させていただきたいと思います。現在ご覧いただいている質問事項は、メールで送っていただいたものを、そのまま複写しただけですので、内容は全く精査しておりません。ですので、同じような質問がもしかしたらあるかも分からないですし、その辺、もしよろしければ事務局、正副委員長で精査させていただいていただきたいと思います。あ、それはこの後で委員長から諮っていただきます。あと、数量としては、先方にあまりにもたくさん質問を出すのも、失礼なのかなというのがありまして、依頼の文書にも書いてましたけども、マックス8つぐらいというふうに考えています。最低3つか4つあればと思ってましたけども、最も少ない視察先でも5つありますので、大体これぐらいのボリュームでいいのかなというふうに思います。以上です。

○委員長（石田 清） 皆さんのほうからご意見、今の状態の中でありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） それでは、もう少し詰めていかなきゃいけないところがあると思うんですけども、それを含めて、最終的に正副委員長にご一任いただければと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石田 清） ご異議がないようですので、そのように決定しました。

近日中に各視察先へ正式な依頼文書とともに質問事項を送付したいと思います。

その他、管外視察の行程につきましては、今後、関係先と調整しながら詳細を確定次第、委員の皆さん

に連絡したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この件につきましては、この程度にとどめたいと思います。

次に、6、その他ですが、この際、委員の皆さんから何かありましたらお願いします。

ないようです。以上をもちまして文教民生委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前 1 1 時 5 8 分閉会

2026年度

豊岡市事務概要

(重点事項)

(文教民生委員会所管分)

1 重点事項

担 当 部	担 当 課	項 目	頁
市民部	国保・年金課	国民健康保険事業の安定的な運営	3
		子どもの医療費助成の拡充	4
健康福祉部	社会福祉課	豊岡市地域福祉計画の策定	6
		豊岡市障害者福祉計画の策定	7
	高齢者支援課	高齢者が健やかに暮らせるまちづくりの推進	8
	介護保険課	介護保険事業の円滑な推進	10
		老人福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定	11
	福祉監査課	計画的な指導監査等の実施	12
	健康増進課	保健事業・健康増進事業の推進	13
		とよおか健康ふらん21の策定	15
		豊岡市地域医療計画の推進	16
こども未来部	こども未来課	こども計画の推進及び妊娠・出産・子育て支援の推進	17
	こども支援課	こども家庭支援・母子家庭等自立支援の推進	19
産業経済部	文化・スポーツ振興課	文化芸術の振興	20
		文化財の保護と活用	21
		城崎国際アートセンターの運営	22
		スポーツの振興	23
	文化会館整備室	文化会館の整備（豊岡市民会館のリニューアル）	24
教育委員会	教育総務課	社会教育・生涯学習の充実と推進	25
		安全安心な学校給食の提供	26
	教育施設課	学校園の再編推進	27
		教育・保育施設等の整備の推進	28
	学校教育課	豊岡市における教育の充実	29
	幼児育成課	就学前の教育・保育の充実及び放課後児童クラブにおける育成支援の質の向上	30

国保・年金課

国民健康保険事業の安定的な運営

（現況と課題）

国民健康保険事業は、国民皆保険体制の基幹的な制度として重要な役割を担っている。

医療技術の高度化や被保険者の高齢化等により医療費が年々増加する傾向に加え、低所得者層や高齢者層が多いという加入構造の影響もあり、国民健康保険財政は大変厳しい状況に置かれている。

こうした課題に対応し、国民健康保険の運営基盤を強化するため、2018年度から兵庫県が共同の保険者となる県単位化が始まった。

兵庫県では、2030年度に県内の保険料率の完全統一を行う方針である。

本市の保険料率は県下でも低い水準にあり、県の標準保険料率と乖離している。

被保険者にとって国民健康保険税の急激な負担増とならないよう、国民健康保険財政調整基金を活用して激変緩和を図り、段階的な引き上げを行うこととしている。

（基本方針）

- 1 豊岡市国民健康保険運営協議会の答申を尊重しつつ、健全な運営に当たる。
- 2 国民健康保険税の収納率向上及び被保険者間の負担の公平を確保するため、徴収部門である税務課と連携し滞納者対策に努める。
- 3 医療費適正化としての保健事業を推進するため、健康増進課と連携を密にし、特定健康診査等実施計画の着実な実施に努める。

（概要）

- 1 国民健康保険税については、本市の保険税率水準は低く県の標準保険料率と乖離していることから、2030年度の保険料率統一化に向け段階的な引き上げを行う。
- 2 2030年度までの間は、国民健康保険財政調整基金を活用し、国民健康保険税率上昇の激変緩和を図る。
- 3 滞納者の実態把握に努めるとともに、納付相談の機会を積極的に設けるなど収納率の向上を図る。
- 4 医療費通知や診療報酬明細書の点検、資格審査の実施による医療費の適正な支給に努めるとともに、後発医薬品の普及啓発に努める。
- 5 特定健康診査の受診率向上と特定保健指導の充実を図り、生活習慣病の発症や重症化を予防する。
- 6 国保データシステム（KDB）から医療費分析を行い、医療費適正化を図る。

国保・年金課

子どもの医療費助成の拡充

（現況と課題）

本市の乳幼児等及びこども医療費助成制度は、兵庫県の福祉医療制度を活用し、子どもの保険診療にかかる自己負担の一部を助成している。

子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、2022年7月診療分から、0歳から3歳児の医療費について、所得制限を設けず自己負担額を無料とし、2023年7月診療分からは、対象年齢を小学3年生にまで拡大して実施した。

2025年7月診療分からは、小学4年生から中学3年生までの外来受診に関して、所得要件を満たす保護者について、子どもの医療費の自己負担額を無料、または1医療機関につき月額300円の負担上限とし、助成を拡大した。また、同時に高校生等の入院療養に対する助成を開始した。

2026年7月診療分からは、中学3年生までとしていた外来医療費に係る助成対象を18歳以下の高校生年代にまで拡大する。また、1歳から小学3年生までの外来医療費助成に係る所得制限を設けない特例措置を継続する。

（基本方針）

子どもの医療費に係る自己負担額の一部または全部を助成することにより、子どもの健康保持、生活の向上と福祉の増進を図ることを目的とし、併せて保護者の経済的負担の軽減を図る。

（概要）

1 助成拡充の内容

(1) 乳幼児等医療費助成制度（外来受診）

年齢	2023年7月診療分から	
	所得制限	自己負担額
0歳 ～ 小3	なし	なし

(2) こども医療費助成制度（外来受診）

相当年代	所得制限	2026年7月診療分から		2026年6月診療分まで	
		自己負担額		自己負担額	
		区分Ⅰ※注1	区分Ⅱ※注2	区分Ⅰ	区分Ⅱ
小4 ～ 中3	あり	無料	窓口の負担割合 2割 1医療機関、1薬	同 左	

高 1 ～ 高 3	あり		局ごとに1か月 300円まで※注3	助成なし
-----------------	----	--	----------------------	------

※注1 保護者(父・母)または扶養義務者の市民税所得割額の合計額が12万円未満の方

※注2 保護者(父・母)または扶養義務者の市民税所得割額の合計額が12万円以上23万5千円未満の方

※注3 同一の医療機関等での負担額は、月300円が上限

同じ医療機関でも、内科と歯科はそれぞれの自己負担が必要

※所得制限 保護者等の市民税所得割額の合計額が23万5千円未満

※(1)、(2)共に入院に係る自己負担額は無料

社会福祉課

豊岡市地域福祉計画の策定

（現況と課題）

現下の地域福祉を巡る状況は、少子高齢化、単身化、地域のつながりの希薄化などにより支え合いの基盤が弱まるとともに複合的な問題を抱えた世帯や制度の狭間に陥った人、社会的孤立など、既存の制度だけでは解決できない問題が増えている。

そうした制度・サービスだけでなく地域住民主体による支え合い活動などインフォーマルな活動・支援等も含めて定めるのが地域福祉計画である。

2022年3月に策定した「豊岡市地域福祉計画」については、2026年度末をもって計画期間が終了することから、次期計画（計画期間2027年度～2031年度）を策定し、地域福祉の推進を図る。

（基本方針）

本計画に関わる市民や団体等が地域福祉を自分ごととして受け止め、主体的に活動していただく、「みんなでつくり、実行する、共創」を目指す。

そこで、豊岡市地域福祉計画策定委員によるワークショップ、関係団体へのグループインタビュー、「シビックとよおか」の活用等により幅広く意見を聴くとともに策定委員会において議論をしていただくこととしている。このことにより、計画策定への関りを通じて多くの方に地域福祉に関心を持っていただき、めざす姿の実現に積極的に関わっていただけるよう計画策定を進める。

計画の基本理念や方針は、市民の方の意見と社会福祉法に規定された「地域共生社会の実現」や「包括的支援体制の整備」を踏まえて設定することになる。

なお、本計画は、豊岡市の行政計画と豊岡市社会福祉協議会の行動計画を一体的に策定する。

また、今回の地域福祉計画策定では、法律により策定が努力義務となっているが未策定の成年後見制度利用促進基本計画及び地方再犯防止推進計画も地域福祉計画と一体的に策定することとしている。

（概要）

1 計画期間

2027年度～2031年度（5年間）

2 計画の策定体制

学識経験者、地域団体の代表者、福祉・保健・医療関係者、関係行政機関の職員で構成する豊岡市地域福祉計画策定・推進委員会を設置し、委員によるワークショップ、地域活動者へのグループインタビュー、市民アンケート調査等による意見集約を行いながら、委員会での意見聴取を経て計画の策定を行う。

社会福祉課

豊岡市障害者福祉計画の策定

（現況と課題）

障害福祉に関する施策を総合的に推進するため、「障害のある人もない人も 共に支え合い 自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念とした豊岡市障害者福祉計画（「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を合わせた計画）を策定し、就労、社会参加、権利擁護の推進、相談体制の充実や福祉サービスの利用等について推進を図っているが、十分とは言えない状況である。

引き続き施策の推進を図るため、2026年度末をもって計画期間が終了する各計画を新たに策定する。

（基本方針）

1 障害者計画

障害者基本法に基づき、国が示す策定指針を基本とするとともに、本市における障害者の状況等を踏まえ、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、理念、基本方針を定める基本的な計画として策定する。

2 障害福祉計画、障害児福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づき、各年度における必要な障害福祉サービスや障害児通所支援等の見込み量やその提供体制の確保のための方策等を国が示す基本指針を基本として策定する。

（概要）

1 計画期間

（1）障害者計画

2027年度～2032年度（6年間）

（2）障害福祉計画、障害児福祉計画

2027年度～2029年度（3年間）

2 計画の策定体制

地域・障害者団体関係者、福祉・医療・雇用及び就労関係者、学識経験者等で構成する豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会を設置し、アンケート調査やグループインタビューによる意見集約を行いながら、委員会での検討を経て計画の策定を行う。

高齢者支援課

高齢者が健やかに暮らせるまちづくりの推進

（現況と課題）

本市では、核家族化により一人暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯及び認知症高齢者が増加し、高齢者を支える家族や地域の基盤が脆弱になってきている。

こうした状況の中、高齢者の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる取り組みが求められている。

（基本方針）

老人福祉計画・第9期介護保険事業計画（期間：2024～2026年度）では、「みんなで支え合い 笑顔あふれる まちづくり」の基本理念のもと、基本目標として①高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり、②高齢者が健やかに暮らせるまちづくり、③高齢者が安心して暮らせるまちづくりを掲げ、介護予防、包括的支援事業の推進を図るため、下記の項目について重点的に取り組む。

また、認知症の人やその家族等の声を起点とした「認知症施策推進計画（仮称）」を老人福祉計画・第10期介護保険事業計画（2027～2029年度）と一体的に策定する。

（概要）

1 介護予防・生活支援体制の整備

- (1) 人生100年自分らしさ応援プログラムを活用した介護予防サービスの実施
- (2) NPO法人や社会福祉法人等の団体と地域住民等とが連携・協働するなど多様な主体が提供する支え合いサービス事業（家事援助等の生活支援や通所介護）の提供体制の整備
- (3) 聴力低下に早期対応し、閉じこもりや孤立化、認知機能低下等の防止を図るため、補聴器購入費用の一部の助成

2 認知症総合支援事業（認知症あんしん大作戦）の推進

- (1) 認知症施策推進計画（仮称）の策定
- (2) 認知症に関する知識の普及啓発・本人発信支援（認知症サポーター養成講座の開催、本人ミーティングの開催等）
- (3) 若年性認知症の人と家族への支援（相談窓口の設置、本人と家族の集いの開催、認知症当事者と居場所等とのマッチング支援等）
- (4) 家族介護者に対する支援（認知症カフェの周知、認知症の方の理解が深められるようVRを活用した体験実施等）
- (5) 地域見守り体制の推進（高齢者見守りネットワーク及び認知症高齢者等見守り・SOSネットワークの充実）

3 豊岡圏域（港地区を除く）地域包括支援センターの運営の推進

- (1) 総合相談支援業務（住民の各種相談に対して制度横断的な支援、身寄りのない方への支援等）
- (2) 権利擁護業務（成年後見制度の活用促進、高齢者虐待等への対応）
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（ケアマネジャー支援、支援困難事例等への指導・助言）
- (4) 介護予防ケアマネジメント業務（介護予防ケアプランの作成）
- (5) 指定介護予防支援（要支援者に対する保険給付対象のケアプラン作成）

介護保険課

介護保険事業の円滑な推進

（現況と課題）

本市の総人口は年々減少し、高齢化率は2026年2月1日現在36.8%で、前年同月に比べ0.4ポイント増加し、兵庫県平均29.9%を大きく上回り高齢化が加速している。

今後も要介護者が増加する中、介護人材の確保が急務となっている。

このような中、介護や支援が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう、医療や介護などが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進するとともに、介護人材の確保・定着を図る。

（基本方針）

老人福祉計画・第9期介護保険事業計画（期間：2024～2026年度）では、「みんなで支え合い 笑顔あふれる まちづくり」の基本理念のもと、基本目標として①高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり、②高齢者が健やかに暮らせるまちづくり、③高齢者が安心して暮らせるまちづくりを掲げ、介護保険事業の円滑な推進を図るため、下記の項目について重点的に取り組む。

（概要）

1 地域包括ケアシステムの推進

- (1) 在宅医療・介護連携の推進（豊岡市医師会へ業務委託）
- (2) 介護資格取得のための研修費用の助成対象者拡大
- (3) 新たに介護従事者に就職した方への就職奨励金の創設
- (4) 遠隔地へ訪問介護サービス事業を提供した事業所への支援事業の創設

2 財源の安定確保

- (1) 保険料の収納確保（督促状を郵送・電話による催促）

3 介護給付の適正化

- (1) 要支援・要介護の認定及び訪問調査の適正化（審査会委員及び訪問調査員を対象とした研修会への参加）
- (2) ケアプランの点検（運営指導時または随時の点検）

介護保険課

老人福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定

(現況と課題)

老人福祉法及び介護保険法に基づく「老人福祉計画・第9期介護保険事業計画」が、2026年度をもって終了するため、2027年度から2029年度までの3カ年を計画期間とする「老人福祉計画・第10期介護保険事業計画」を策定する。

計画には、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する事項、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する事項、その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための事項等を定める必要がある。

(基本方針)

国から示される基本指針を踏まえ、第9期計画の達成状況の評価、市民アンケートの結果等をもとに老人福祉計画・第10期介護保険事業計画を策定する。

(概要)

- 1 計画の期間 2027年度～2029年度（3年間）
- 2 策定の体制 学識経験者等で構成する計画策定委員会を設置し、アンケートやパブリックコメント等を実施しながら、計画の策定を行う。
- 3 策定スケジュール
 - (1) 市民アンケートの実施及びまとめ 2025年12月～2026年3月
 - (2) 計画策定委員会開催 6回程度(2026年7月～2027年1月)
 - (3) パブリックコメントの実施 2027年1月
 - (4) 計画策定、介護保険条例議会上程 2027年3月

福祉監査課

計画的な指導監査等の実施

(現況と課題)

豊岡市が行う指導監査等は、社会福祉法等の規定に基づき、法令又は通知等に定められた遵守すべき事項について確認を行うことによって、適正な法人運営等を確保することを目的としている。

本市が実施する社会福祉法人への指導監査は、3年に1回実施し、本市が指定する地域密着型サービス事業所等への運営指導は、6年間の指定期間内に1回実施し、新規指定事業所への運営指導は、指定を行った翌年に実施している。

近年、サービス提供に関する記録の整備等に係る指導が増加している。

(基本方針)

次のとおり、本市の指導監査等の対象法人等の選定及び実施計画の策定を行い、指導監査等を実施する。

(1) 社会福祉法人

豊岡市社会福祉法人指導監査実施要綱に基づき、実施計画を策定する。

(2) 介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者等

兵庫県と合同で行う運営指導の実施事業所の決定を踏まえ、豊岡市介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱に基づき、実施計画を策定する。

(概要)

1 対象法人等

	法人等種別	対象者(所)数	実施予定件数
1	社会福祉法人	15	6
2	(介護予防)地域密着型サービス事業所	67	22
3	居宅介護支援事業所	26	6
4	介護予防支援事業所	4	3
5	特定相談支援事業所	11	3
6	障害児相談支援事業所	6	3

2 実施期間

2026年9月から2027年2月

3 実施内容

豊岡市社会福祉法人指導監査実施要綱及び指導監査ガイドライン等に定められた指摘基準に基づき指導監査等を実施し、文書指摘、口頭指摘又は助言を行う。

健康増進課

保健事業・健康増進事業の推進

（現況と課題）

市民の健康を保持・増進するため、健診、健康相談、健康運動教室の実施や運動健康ポイント制度の取組みを推進しているが、さらに充実強化していく必要がある。

健診の受診率の向上と市民への健康づくりへの意識啓発や知識の普及を図ることにより、病気の早期発見・早期治療、重症化予防につなげるとともに、糖尿病などの生活習慣病予防、フレイル予防、感染症予防などを推進する。

（基本方針）

個人の健康づくりへの取組みを職場・地域などにも広げ、「すべての人が地域の中で生きいきと健康に暮らせるまち」が実現できるよう、保健事業、健康増進事業を推進する。

（概要）

1 歩いて暮らすまちづくり構想の見直し

歩いて暮らすまちづくり条例に基づいて、平成 24 年 4 月に策定した「歩いて暮らすまちづくり構想」において、まちづくり全般に健康の視点を取り入れた施策を展開してきたが、策定から 12 年が経過したため構想の見直しを行うこととしている。

2 健康運動教室（玄さん元気教室）の普及・拡大

2026 年度末までに 235 教室の立ち上げを目指し、活動力が低下している団体等への支援により継続実施につなげるとともに、体力に合わせた運動プログラムを提供し、教室の拡大を図る。

玄さん元気教室奨励金は、教室の開催頻度の拡充や新たな交付基準の追加に伴う実施団体の増加を視野に、2026 年度から週 1 回の教室開催を基準とした奨励金の見直しを行う。

3 運動健康ポイント制度の普及・推進

とよおか歩子（スマートフォンアプリ）は機能の見直しを行い、運動健康ポイントシートと合わせて制度のさらなる普及・推進を行う。

4 生活習慣病対策

「高血圧症」、「脂質異常症」、「糖尿病」など生活習慣病の発症・重症化予防のために、集団健診会場等での保健・栄養指導、医療機関受診勧奨のための訪問等を実施するとともに、就労世代の健康づくりのきっかけづくりとして、市内事業所を訪問し、従業員の生活習慣の振り返りと健康チェックの機会を創出する。

5 新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき、計画を改定するもので、行政に加え、医療機関、企業、学校、住民など社会の構成員が連携・協力し、平時からの準備と新型インフルエンザ等発生時に感染拡大防止に取り組むための対策の実施に関する計画とする。

2026 年6月の改定に向けて、学識意見者、県への意見聴取を踏まえ、計画案を作成し、パブックコメントを実施する。

健康増進課

とよおか健康ぷらん 21 の策定

（現況と課題）

健康増進法に基づく「豊岡市健康行動計画」、食育基本法に基づく「豊岡市食育推進計画」及び自殺対策基本法に基づく「いのち支える豊岡市自殺対策計画」の3つの計画を「とよおか健康ぷらん 21」と総称し、事業推進に取り組んでいる。

これらの計画は、2027 年度をもって計画期間が終了するため、次期計画を策定する。

（基本方針）

長寿社会の構築に向けて、市民が健康で生きがいを持って暮らすことのできるまちをつくるために、市民、関係団体及び市が取り組むべき基本的な施策を示す計画を策定する。策定にあたり、市民アンケートを実施し、その調査結果を踏まえ、現計画の評価と次期計画に向けた課題、計画の方向性について整理する。

また、専門的知識を有するアドバイザーの支援を受けることで、国、県計画との整合を図るとともに実効性の高い計画とする。

（概要）

- 1 策定年度
2026 年度～2027 年度
- 2 計画の期間
 - (1) 豊岡市健康行動計画（第3次）
2028 年度～2037 年度（10 年間）
 - (2) 豊岡市食育推進計画（第4次）
2028 年度～2032 年度（5 年間）
 - (3) いのち支える豊岡市自殺対策計画（第3次）
2028 年度～2032 年度（5 年間）
- 3 策定のスケジュール
 - 2026 年 6 月～ 市民アンケートの実施
 - 8 月～ 市民アンケート調査結果の集計と分析・評価
 - 10 月 アドバイザーの助言を受け、計画素案作成
 - 2027 年 2 月～ 豊岡市健康づくり推進協議会での審議（5 回程度）
 - 11 月 パブリックコメントの実施
 - 3 月 計画策定

健康増進課

豊岡市地域医療計画の推進

（現況と課題）

本市では、人口減少と高齢化が進行する中、今後、医科外来需要は緩やかに減少する一方、在宅医療をはじめとする高齢者に対する医療需要への対応が引き続き求められると見込まれる。しかし、こうした需要変化の幅に比べて、診療所の閉院や医療従事者の不足などによる供給量の減少幅の方が大きく、相対的な供給不足が進行することが懸念される。

こうした状況を踏まえ、2025 年度に策定した豊岡市地域医療計画に基づき、関係機関と連携しながら、地域の実情に応じた取組を具体的に進めていく必要がある。

（基本方針）

地域医療の現況を踏まえながら、豊岡市地域医療計画における5つの基本方針に沿って、関係機関との連携のもと、持続可能な地域医療提供体制の維持・確保に向けた取組を段階的に推進する。

（概要）

豊岡市地域医療計画に基づき、次の5つの基本方針に沿って取組を進める。あわせて、「（仮称）豊岡市地域医療計画推進委員会」において、計画の進捗確認、課題共有及び今後の方向性の検討等を行う。

- 方針1 医療提供体制の維持・確保
専門家による相談支援検討、医業承継ガイド作成・周知、医業開設・承継支援策の調査・研究、医療系人材育成事業の実施等
- 方針2 安全・安心な受療機会の確保
地域の実情に応じた交通手段の確保、外出支援サービス助成事業の運用面の見直し、＃7119等の周知・広報強化、選定療養費等に関する県・公立豊岡病院組合との協議、市立休日急病診療所の体制強化検討
- 方針3 在宅医療・訪問看護の持続可能性の確保
オンコール代行サービスや時間外往診代行サービスの導入支援の在り方検討、地域連携を支えるICT整備検討等
- 方針4 オンライン診療の基盤整備と普及
オンライン診療導入支援策の調査・研究、医療機関等向け導入促進、市民への広報・周知、地域拠点整備検討
- 方針5 市立診療所の持続可能性の確保
市立医科診療所及び市立但東歯科診療所の在り方検討、市立医科診療所でのオンライン診療や医療 MaaS の導入検討

こども未来課

こども計画の推進及び妊娠・出産・子育て支援の推進

（現況と課題）

こども・子育て支援に関わる庁内関係課や関係機関と連携を図り、市のこども・子育て施策の方向性を示した「豊岡市こども計画」を着実に推進する必要がある。

市内では出産した家庭の約4割が、「子育ての支援者がいない」「強い育児不安」「養育能力の低さ」「経済的不安」「心身の疾患」などの問題を抱え、子育てにサポートを必要とする状況である。

（基本方針）

妊娠期から安心して子育てできるように、妊娠期、出産期、子育て期の各ライフステージに応じて、相談支援や母子保健に関する支援、子育て支援、経済的支援など切れ目のない支援を行う。

（概要）

1 豊岡市こども計画の推進

- (1) 子ども・子育て会議の開催
- (2) 情報発信の強化

本市の子育て支援や子育て・教育に関する先進的な取組等を市内外に効果的に、わかりやすく伝えるため、「TOYOOKA みんなで子育ておうえんまっぷ」を作成した。今後はマンガや動画を活用し情報発信を行う。

2 妊娠に関する支援

- (1) 特定不妊治療（生殖補助医療）費助成
- (2) 特定不妊治療（生殖補助医療）にかかる通院交通費助成

こどもをほしい方の経済的負担を軽減するため、治療費助成に加え、新たに通院交通費の一部を助成する。

- (3) 不妊治療ペア検査、不育症治療費の助成

3 妊娠期における支援

- (1) 妊婦健康診査費助成事業
- (2) 妊婦支援給付金の支給と妊婦等包括相談支援の実施

4 出産期における支援

- (1) 産婦健康診査費助成事業

出産直後の母親の育児不安の解消、心身の健康維持のため、産後1か月健診に加え、産後2週間での健康診査費を助成する。

- (2) 1 か月児健康診査費助成事業
- (3) 産後ケア事業（宿泊型、日帰り型、訪問型）
- (4) 産前産後サポーター派遣

5 子育て期における支援

- (1) 乳幼児健診、育児教室、発達相談、育児支援教室、各子育てセンター、子育てなんでも相談室（アイティ4階）などの実施
- (2) こども広場及び市民交流広場の運営

こども支援課

こども家庭支援・母子家庭等自立支援の推進

（現況と課題）

- 1 核家族化の進行や地域社会のつながりの希薄化により、家庭が育児において孤立し、子育ての負担を抱え込みやすい環境となっている。こうした背景の中で、従来の家庭機能のみでは解決が困難な世帯がこれまで以上に顕在化しており、不適切な養育環境に起因する児童虐待の深刻化も喫緊の課題となっている。
- 2 母子家庭等においては、非正規雇用率の高さから世帯収入が低位に留まる傾向にある。生活の安定と自立を図るため、個々の状況に応じたキャリア形成や安定的な収入の確保に向けた就労支援が必要である。

（基本方針）

- 1 2025 年 4 月に設置した「豊岡市こどもセンター」を中心に、母子保健と児童福祉の両機能が一体となった支援体制を構築する。専門機関が緊密に連携・協働することで、困難を抱える家庭に対し、早期発見から継続的支援までを包括的に提供する。
- 2 ひとり親世帯等の生活実態や子育ての状況、就業に向けた課題を把握し、個々のニーズに合致した「母子・父子自立支援プログラム」を策定する。これにより、各種支援メニューを組み合わせた「伴走型」の自立支援を推進する。

（概要）

- 1 こども家庭支援の推進
 - (1) こどもセンターを中心とした母子保健・児童福祉の横断的・継続的支援
- 2 母子家庭等の自立支援の推進
 - (1) 母子・父子自立支援プログラムの策定
 - (2) ひとり親家庭住宅支援資金貸付の利用促進

文化・スポーツ振興課

文化芸術の振興

（現況と課題）

豊かな心を育み、活力ある市民文化の向上を図るためには、市民が様々な機会を通じて優れた文化芸術に触れ、親しむとともに、市民が主体となり展開する、自由で個性豊かな文化活動を行う環境づくりを支援していく必要がある。

（基本方針）

優れた文化芸術に触れる機会の提供や公募展の充実に努めるとともに、自主的な文化芸術活動を行っている団体等への支援を実施する。

また文化施設の安全安心な管理に努め、文化施設間の情報共有を図り、各機関とも連携しながら効果的な事業の実施と利用の拡大を図る。

（概要）

- 1 第2期豊岡市文化芸術振興計画に基づく取組みの推進
 - (1) 文化芸術創造交流事業「豊岡アートシーズン 2026」
 - ア 市の文化芸術事業の一体的な広報と情報発信
 - イ 子どもたちへの文化芸術体験の提供
 - (ア) 出石永楽館狂言鑑賞教室
 - (イ) 子どもたちが豊岡で世界と出会う音楽祭『おんぷの祭典』
 - (ウ) 子ども参加型演劇『ちっちゃい姫とシャベルン博士』
- 2 市民の文化芸術活動支援
 - (1) 公募展の開催
 - 市美術展、伊藤清永賞子ども絵画展
 - (2) 文化芸術関係団体等への支援
- 3 博物館及び美術館の運営と利用促進
 - (1) 歴史博物館「但馬国府・国分寺館」（別掲）
 - (2) 美術館「伊藤清永記念館」
 - 企画展、各種ワークショップ、水彩画教室、出前授業

文化・スポーツ振興課

文化財の保護と活用

（現況と課題）

地域を彩る自然、歴史、文化財やそこで培われてきた伝統文化などは、ふるさと豊岡の活性化に欠かせない貴重な文化遺産であり、その価値と魅力を次世代に正しく継承していく取組みが求められている。

（基本方針）

史跡や有形無形の文化財など、地域への愛着と誇りを醸成するため、地域づくりを支える文化遺産としてその保存と活用に努める。

（概要）

歴史文化の継承と活用

- 1 文化財の適正な管理（巡視、広報、修理）と消防訓練などの実施
文化財パトロールや文化財防火デーなどの巡視・広報活動を適宜実施
- 2 文化財の保存と活用（豊岡市歴史文化基本構想の実現に向けた取組み）
豊岡市文化財保存活用地域計画の策定、文化財保護審議会等を開催
- 3 埋蔵文化財の発掘調査・保存・公開（但馬国分寺跡など）
開発に伴う遺跡確認調査、遺構保存のための発掘調査等を実施
- 4 国指定史跡の整備（但馬国分寺跡整備）
但馬国分寺跡整備に向けた整備基本計画の見直し
- 5 歴史博物館での企画展示、講演会、体験学習事業の実施
特別展、企画展、講演会、体験学習を随時実施予定

文化・スポーツ振興課

城崎国際アートセンターの運営

（現況と課題）

開館以来、最先端のアーティスト・イン・レジデンス施設として国内外から高い評価を受け、世界各地のアーティストが年間を通じて滞在し、制作活動を行っている。

本市の文化芸術による地方創生の拠点施設としての役割を果たすため、更なる情報発信に努めるとともに、豊岡で暮らすことの価値と魅力を高める事業展開が必要である。

また、当館は、旧城崎大会議館（1983年竣工）を改修したもので、建設から42年が経過し、老朽化が著しく、改修の方向性を研究する必要がある。

（基本方針）

市内に世界最先端の舞台芸術創作の場があることにより、地域への誇りを醸成し、暮らしの豊かさを実感できるようにするとともに、市民の文化芸術への興味・関心を高める。

（概要）

1 アーティスト・イン・レジデンス（A I R）事業

公募等によって選ばれたアーティストを一定期間地域に招き、芸術創造活動の環境を提供。稽古場を提供するだけでなく、新しい作品の創作に向けた地域リサーチをコーディネート。アーティストには「地域交流プログラム」の実施を必須化。また、海外のA I Rやフェスティバル、芸術文化機関との提携事業も実施

2 芸術文化情報発信事業

様々な年齢層が参加可能な地域交流プログラムを実施するとともに、事業内容や成果を年間パンフレットやウェブサイトで発信

3 貸館事業

アーティスト不在期間の貸館利用を積極的に促し、地域へのさらなる定着と収入確保を推進

4 芸術文化観光専門職大学との連携

- (1) 城崎国際アートセンター多角価値評価研究事業
- (2) 専門職大学生の臨地実務研修を積極的に受入れ

5 豊岡演劇祭との連携

9月開催予定の「豊岡演劇祭2026」の主要会場のひとつとして公演を実施

文化・スポーツ振興課

スポーツの振興

（現況と課題）

生涯を通して心身ともに健康な生活を営む上で、気軽に楽しくスポーツに親しむことができる地域社会の実現が求められている。

そのため、スポーツ協会やスポーツクラブなど関係団体との協働を推進し、市民や地域のニーズに応じた市民主体のスポーツ活動の推進を図る必要がある。

（基本方針）

「する」「みる」「ささえる」「つながる」をキーワードに、だれもが性別、年齢、障害の有無等に関係なくスポーツに参画できる環境を構築すること、そしてだれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、体を動かす機会に触れられ、生涯を通して心と体を健康に、幸せな生活（＝ウェルビーイング）を営むため、スポーツそのものが有する価値を更に高めること、地域の特色を活かしたスポーツ施策の推進による「大交流」の実現を図る。

（概要）

1 第2期豊岡市スポーツ推進計画に基づく取組みの推進

（1）生涯スポーツの推進

ア 各種スポーツ教室、とよおかスポーツフェスティバルの開催

市民の体力向上、健康づくりの推進とコミュニティの活性化促進

イ 各種スポーツ団体・指導者の活動支援

市スポーツ協会、スポーツ推進委員会、スポーツ少年団体、スポーツクラブ21及びその他スポーツ関係団体等に対する活動支援の実施

ウ 中学校部活動の地域連携推進

各種スポーツ団体等への部活動指導員人材バンクへの登録勧奨

（2）スポーツ施設等の適切な整備（2026年度実施主要整備事業）

ア 城崎ボートセンター常設栈橋更新

イ 日高文化体育館受変電設備等の改修・更新

ウ 豊岡総合スポーツセンター陸上競技場写真判定装置更新

エ 神美台スポーツ公園テニスコート観覧席ベンチシート修繕

（3）オリンピックレガシーへの取組み

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるボート競技ドイツ・スイス代表チームの合宿誘致を契機とした、「ボートのまち豊岡」の発信強化

・第35回全国中学校新人競漕大会の開催

文化会館整備室

文化会館の整備（豊岡市民会館のリニューアル）

（現況と課題）

文化会館は都市機能として必要なものであり、2025年度に実施した長寿命化等調査の結果などを踏まえ、豊岡市民会館をリニューアル（長寿命化・機能向上）することで文化会館機能を維持することとした。2026年1月に策定した「豊岡市民会館リニューアル基本計画」を踏まえ、基本設計に着手したところである。

当初2026年度に新築開館するとしていた予定からは大きな遅れが生じており、安全性の問題により本年4月から市民会館が休館に入ったことと併せ、これ以上の遅れによって市民の文化芸術活動の停滞を招かないよう、事業の着実な推進と可能な限りの前倒しに努めなければならない。そのため、目まぐるしく変化する建設市場の最新の動向を把握するためのサウンディング型市場調査を実施し、適切な発注方法等を早期に決定・提示し、建設事業者が参入しやすい状況を整えていく必要がある。

また、総合体育館隣接地（元建設予定地）の利活用のほか、豊岡市民会館の休館期間が長期に及ぶことから、リニューアル後の利用促進（利用者回帰及び市全体の文化の中心施設としての浸透）が課題となっている。

（基本方針）

豊岡市民会館のリニューアルにあたっては、文化芸術創造活動を支える中核施設として、優れた文化芸術の振興・普及や創造はもとより、文化芸術を通じて人々に安らぎや活力を与え、市民生活を豊かにし、賑わいのあるまちづくり（「みんなで集えるまち」）に資する施設となるよう努める。

（概要）

- 1 豊岡市民会館リニューアル
 - (1) 基本設計業務
 - (2) 発注方法等の検討
 - (3) 物品の整理及び適切な管理
 - (4) リニューアル後を見据えた広報活動
- 2 総合体育館隣接地の利活用
 - (1) 周辺一帯を含めた今後の利活用方法の検討
 - (2) 整地（フラット化）工事

教育総務課

社会教育・生涯学習の充実と推進

（現況と課題）

人生 100 年時代を見据え、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられる「ウェルビーイング」の実現のためにも、社会教育が果たす役割は重要になっている。

一人一人が豊かな人生を送ることができる持続可能な社会をつくるために、学習機会の充実、効果的な情報発信、指導者やボランティアなどの人材確保・人材育成等、環境醸成を図る必要がある。

また、子どもたちが地域とのつながりを広げ、地域に愛着を持てるよう、地域・家庭・学校園・行政が連携・協働して青少年の健全育成に取り組む。

（基本方針）

- 1 社会教育基本計画の理念実現に向けた関連事業の推進
- 2 多様な学習機会の充実と読書活動の推進
- 3 家庭・地域の教育力の向上と青少年健全育成の推進

（概要）

- 1 社会教育基本計画の理念実現に向けた関連事業の推進
社会教育推進委員会において、取組の進捗状況の確認及び評価等について意見を聴き、効果的な施策の展開を行う。
- 2 多様な学習機会の充実と読書活動の推進
 - (1) 生涯学習サロンでの講座及び社会教育・生涯学習人材バンク～まなびあいネット～を活用した市民の生涯学習活動を推進
 - (2) 障害者の社会自立を目指した学習機会の提供（くすの木学校、青い鳥学級の運営支援）
 - (3) 電子書籍の利用推進、図書館サービスを充実・拡充し、読書活動を推進
 - (4) 豊岡市図書館未来プランの改訂
- 3 家庭・地域の教育力の向上と青少年健全育成の推進
 - (1) 青少年健全育成推進活動の充実
 - (2) 子ども会、PTA活動の支援
 - (3) 青少年補導委員を中心に地域で守り育てる活動の推進

教育総務課

安全安心な学校給食の提供

（現況と課題）

学校給食センターにおいては、安全安心な学校給食の提供を目指し、市内産野菜の積極的な使用に努めている。また、市のオーガニックビレッジの取組と連携し、有機農産物の利用を推進している。しかしながら、市内産野菜については、量の確保が課題となっている。

給食費については、コロナ禍以降の急激な物価高騰に対応するため、2025 年度からは物価動向に連動した食材料費の設定を行っており、保護者負担額は、2024 年度から 4 年をかけて段階的に増額することとしたが、2026 年 4 月からは国による負担軽減制度が創設されたことにより小学校給食の保護者負担額を無償とし、負担軽減制度の対象外である中学校給食の保護者負担額は 2025 年度と同額に据え置くこととした。

また、近年の急激な少子化の進行と施設・設備の老朽化に対応するため、現在の豊岡、日高、出石の 3 センター体制の再編を行うこととし、2026 年度末で日高学校給食センターを廃止し、豊岡及び出石学校給食センターに再編する。

（基本方針）

市内産野菜の使用については、目標を重量ベースで 30%以上としており、市内産野菜や有機農産物の利用を推進するため、J A・生産者等との連携を進める。

給食費無償化の動きに対しては、国の動向を注視しながら、無償化が実施されるまでの間については、安定的な財源確保の面から、物価動向に連動した食材料費の設定と保護者負担額の段階的な増額を行っていく。

学校給食センターの再編については、調理業務委託事業者及び配送業務委託事業者との調整等を進めていく。

（概要）

1 安全安心な学校給食の提供

- (1) 野菜等地産地消率 目標 30%以上
- (2) 食物アレルギーへの取組推進

2 安定した学校給食の提供

質や量、栄養バランスを保った給食を提供するため、学校給食費については、消費者物価指数を基に物価変動に合わせて毎年度決定する。

3 学校給食センターの再編

センター統合に向け、調整、準備を行う。

教育施設課

学校園の再編推進

（現況と課題）

核家族化の進行や共働き家庭の増加などの環境変化、幼児教育・保育無償化により、保育に対するニーズが高まっている一方、少子化のさらなる進行が見込まれることから、就学前施設及び放課後児童クラブの施設整備の方向性とそれに伴う運営の見直しの方向性等を示した「豊岡市における幼児教育・保育及び放課後児童のあり方計画」を2021年2月に策定した。

一方、小中学校についても、少子化に伴う児童・生徒数の減少により、学びに重要な多様な意見に触れあえる環境が確保しづらいなどの教育課題が生じていることから、子どもたちにとってより良い教育環境を確保するため、「豊岡市立小中学校適正規模・適正配置計画」を2021年12月に策定し、2026年3月に後期計画のスケジュールの修正を行った。

（基本方針）

「豊岡市における幼児教育・保育及び放課後児童のあり方計画」の推進にあたっては、2025年3月に策定した「豊岡市こども計画」を踏まえ、持続可能な幼児教育・保育提供体制の整備を進める。

「豊岡市立小中学校適正規模・適正配置計画」の推進にあたっては、学校施設は地域の交流拠点や災害時の避難所機能等、教育施設以外の機能も兼ねそろえていることから、保護者や地域住民と対話を重ね合意形成を図りながら丁寧に進めるものとする。

（概要）

- 1 豊岡市における幼児教育・保育及び放課後児童のあり方計画の推進
計画に基づき、説明会を開催、統合協議の推進
- 2 豊岡市立小中学校適正規模・適正配置計画の推進
計画に基づき、説明会を開催、統合協議・整備の推進
 - (1) 但東地域小中一貫校の整備（合橋小学校、資母小学校、但東中学校）
 - (2) 八代小学校の小規模特認校制度の継続判断

教育施設課

教育・保育施設等の整備の推進

（現況と課題）

教育・保育施設は、児童生徒や園児が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、安全で安心な環境を整備する必要がある。また、災害時には、地域住民の一時的な避難場所としての役割を担っている。しかしながら、小中学校施設では、約8割が建築後30年以上経過しており、維持管理と学校再編に合わせた改修が課題となっている。

また、急速なICT技術の進展により、子どもたちの学習環境が大きく変化している。2020年度にすべての児童・生徒に一人一台の端末機を整備した。2025年は中学生の端末更新を行い、今年度は小学生の端末更新を予定している。端末更新や通信環境などの改善には、多大なるコストがかかることから、ランニングコストも含め財源の確保が課題となっている。

（基本方針）

子どもたちの安全・安心を第一に、施設の複合化や脱炭素化への取り組みも検討し、効率的な維持管理、改修を図る。また、空調設備、トイレの洋式化等の環境対策やICT等新たな課題にも対応した教育環境の整備・充実を図る。

（概要）

- 1 豊岡市学校施設個別施設計画に基づく計画的な改修の実施
 - (1) 三江小学校 2026年12月 長寿命化改良工事完了予定
 - (2) 日高小学校 2027年3月 耐力度調査完了予定
- 2 小学校体育館への空調設備整備（2024年度～2027年度予定、対象20校）
2026年度中完成予定(11校)
田鶴野小学校、新田小学校、中筋小学校、神美小学校、城崎小学校
府中小学校、三方小学校、清滝小学校、弘道小学校、福住小学校、小坂小学校
- 3 児童生徒1人1台端末の活用の推進
2026年度 小学校の学習用端末を更新

学校教育課

豊岡市における教育の充実

（現況と課題）

本市は不易の教育として「子どもの事実に学び、子どもに寄り添う教育」を基本姿勢としてきた。また、時代の要請に応えるための非認知能力向上推進事業、小中一貫教育など独自の教育を展開し、子どもたちの生きる力を育んできた。2025年度からの「第5次とよおか教育プラン」では、子どもたち一人一人のウェルビーイングの向上と、そのために必要な資質としての非認知能力向上を大切な視点としている。

「不登校児童生徒数の増加」「学力の向上」「特別な支援が必要な子どもたちの教育的ニーズへの対応」が引き続き中心的な教育課題である。また、教職員の「長時間にわたる時間外業務の常態化」が教職員の心身の健康を脅かすとともに、子どもたちへの教育に影響を及ぼすものと考えている。

（基本方針）

- 1 子どもたちの発達段階や多様なニーズを踏まえて、幼児教育から小・中・義務教育学校までの接続を重視しながら、多様性を尊重しつつ、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成する。
- 2 子どもたちの多様な学びに対応するための教職員一人一人の資質・能力の向上、チーム学校として取り組む組織づくり、安全・安心な教育環境の整備を図る。
- 3 子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校を創造するため、学校、家庭、地域等の連携・協働を推進する。

（概要）

- 1 非認知能力（やり抜く力、自制心、協働性）向上のための取組の推進
- 2 豊岡市小中一貫教育「豊岡こうのとりのプラン」の実施
- 3 不登校対策の充実（豊岡市一丸となった多様な支援の実施）
- 4 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- 5 ICTを活用した学力向上対策と指導力の向上
- 6 発達特性の理解と早期からの一貫した支援の実施
- 7 教員の指導力の向上を図る校内研修等の推進
- 8 いじめの未然防止、早期発見、早期対応の充実
- 9 中学校部活動地域連携・地域展開に向けての検討
- 10 今日的な人権課題に対応した人権教育の充実
- 11 「学校における働き方改革」の推進
- 12 「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」の一体的な推進

幼児育成課

就学前の教育・保育の充実及び放課後児童クラブにおける育成支援の質の向上

（現況と課題）

少子化や核家族化の進行、共働き家庭の増加など、こどもや家庭を取り巻く環境は大きく変化している。

子育てに対する不安や負担感、孤立感を解消し、こどもを安心して産み育てられること、こどもが集団の中で互いに育ちあう安全・安心な環境をつくり、地域全体で子育てを支援していく必要がある。

（基本方針）

- 1 「第5次とよおか教育プラン」及び「豊岡市こども計画」に基づき、就学前の教育・保育の充実を図る。また、就学前からの学びの連続性に配慮し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、「豊岡市架け橋プログラム」の取組をさらに推進する。
- 2 放課後児童クラブにおける児童の安全管理と業務効率化に一層取り組み、育成支援の質の向上を図る。

（概要）

- 1 就学前の教育・保育の充実
 - (1) 子ども理解の推進と保育実践力の向上
 - (2) 各学校区における園と小学校の連携・接続の充実と研修の実施
 - (3) こども誰でも通園制度の推進
- 2 放課後児童クラブにおける育成支援の質の向上
 - (1) 子ども理解等の職員研修の推進
 - (2) 放課後児童クラブへの巡回支援及び学校園との連携の強化
 - (3) ICTシステムの試行導入